

令和7年12月4日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	七 田 満 男 君	7 番	恩 道 正 博 君
1 番	福 島 誠 一 君	8 番	北 川 悦 子 君
2 番	中 村 聡 君	9 番	夷 藤 満 君
3 番	土 屋 克 之 君	10 番	清 水 文 雄 君
4 番	西 尾 雄 次 君	11 番	中 川 達 君
5 番	磯 貝 幸 博 君	12 番	南 守 雄 君
6 番	川 口 正 己 君		

○説明のため出席した者

町 長	生 田 勇 人 君	町 民 福 祉 部 長	源 多香子 君
副 町 長	山 崎 真 聡 君	町 民 福 祉 部 住 民 課 担 当 課 長 (環境管理室長)	川 本 静 絵 君
教 育 長	桐 山 一 人 君	町 民 福 祉 部 子 育 て 支 援 課 長	高 木 雄 樹 君
総 務 部 長	松 井 賢 志 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	舟 野 裕 美 君
総 務 部 担 当 部 長 (税 務 担 当)	北 野 享 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保健センター所長兼地域包括支援センター所長)	上 前 久 美 子 君
町 民 福 祉 部 長	助 田 有 二 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	秋 田 博 之 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (住 民 ・ 子 育 て 支 援 担 当)	山 田 卓 矢 君	都 市 整 備 部 企 画 振 興 課 長	奥 田 隆 幸 君
都 市 整 備 部 長	宮 本 義 治 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	宮 崎 重 幸 君
復 旧 復 興 推 進 部 長	上 前 浩 和 君	復 旧 復 興 推 進 部 復 興 ま ち づ くり 推 進 課 長	法 利 康 博 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	中 川 裕 一 君	復 旧 復 興 推 進 部 復 興 ま ち づ くり 推 進 課 担 当 課 長 (土地境界・地籍担当)	石 垣 泰 司 君
消 防 本 部 消 防 長	重 島 康 人 君	復 旧 復 興 推 進 部 復 興 ま ち づ くり 推 進 課 参 事	宮 井 雅 史 君
総 務 部 総 務 課 長	渡 辺 崇 君	復 旧 復 興 推 進 部 地 域 再 建 整 備 課 長	四 月 朔 日 松 英 君
総 務 部 総 務 課 担 当 課 長 (人 事 秘 書 担 当)	安 下 美 智 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 万 里 子 君
総 務 部 財 政 課 長	北 正 樹 君	教 育 委 員 会 教 育 部 学 校 教 育 課 長	古 賀 敦 子 君
総 務 部 税 務 課 長	吉 田 真 理 子 君	教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	中 村 友 和 君

消防本部消防署長 中本 潤 君

消防本部消防課長 平松 秀庸 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀川 竜一 君

事務局 書記 中村 円香 君

事務局 参事兼次長 川端 誠矢 君

○議事日程（第2号）

令和7年12月4日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第75号 令和7年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から

議案第92号 石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置についてまで

日程第2

町政一般質問

9番 夷 藤 満

10番 清 水 文 雄

7番 恩 道 正 博

4番 西 尾 雄 次

5番 磯 貝 幸 博

3番 土 屋 克 之

1番 福 島 誠 一

8番 北 川 悦 子



午前10時00分開議

○開 議

○議長【七田満男君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様には、本会議の傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。初めに、傍聴の皆様をお願い申し上げます。本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようお願い申し上げます。

議員が質問している際は静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。また、撮影はご遠慮いただきますよ

うお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【七田満男君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、2日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○会議時間の延長

○議長【七田満男君】 お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。



○手話通訳者の入室許可

○議長【七田満男君】 次に、夷藤満議員より、一般質問の際、手話通訳者の配置について要請がありました。

手話通訳者の議場への入室を許可することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、手話通訳者の入室を許可することに決定しました。



○議案一括上程

○議長【七田満男君】 日程第1、議案第75号令和7年度内灘町一般会計補正予算(第5号)から議案第92号石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置についてまでの18議案を一括して議題といたします。



○質疑の省略

○議長【七田満男君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

なお、提出議案に対する質疑については、昨日までに質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【七田満男君】 お諮りいたします。議案第75号令和7年度内灘町一般会計補正予算(第5号)から議案第92号石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置についてまでの18議案につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、継続審査となっております請願第7号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書につきましては、付託された総務産業建設常任委員会にて審査願います。



○一般質問

○議長【七田満男君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願いいたします。5分前及び1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

それでは、通告順に発言を許します。

9番、夷藤満議員。

夷藤満議員におかれましては、体の都合により、議席にて、着座で質問することを許可いたします。

〔手話通訳者入室〕

○9番【夷藤満君】 皆さん、おはようございます。

今年最後の12月定例会で質問の機会を得ましたので、通告に従い、全問一括方式で質問しますので、答弁に当たります町長並びに関係部課長の皆様には、分かりやすく、今後に期待が持てる答弁を望みまして、質問に入ります。

本日は、議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、初めて、町政一般質問で議場において、手話通訳者さんによる手話通訳での質問になります。どうぞよろしく願いいたします。

日本では、手話施策推進法(令和7年法律第78号)が令和7年6月25日に公布、施行されました。

また、この法律によって、9月23日が手話の日として定められました。この日は、国民の皆様が手話への理解と関心を深めることを目的としており、自治体や関係団体による啓発イベントや広報活動が行われます。手話を必要とする人たちが安心して暮らせる社会の実現に向けて、手話の普及と手話文化の継承が推進される日です。

今年は、日本で初めて聴覚障害者のオリンピックと言われる東京デフリンピック2025が11月15日から26日まで行われました。選手の皆さんには、多くの感動をありがとうございましたとお伝えしたいと思います。

東京都渋谷区では、バスにAIディスプレイを導入して、文字などで行き先や料金などを答えてくれる取組も始まりました。また、会場近くのコンビニエンスストアでは、アプリを活用してお客様の対応ができるようになったとテレビなどで拝見いたしました。

11月からは神奈川県警や青森県警でも、携帯電話のテレビ電話機能で手話リンクアプリを活用して、交番に警察官が不在でも、手話リンクアプリで困り事などの相談をすることができるようになりました。

私もこれまでに、2回の突発性難聴により入院して治療したことがあります。皆さんが思っているよりも、耳が聞こえない・聞こえにくい人は周りにはたくさんいると思います。

突発性難聴の日本での年間受診者数は、厚生労働省の調査によると年間3万5,000人と推定されております。近年、増加傾向にあるということです。

発症は、幼児から高齢者まで幅広い年代に起こりますが、特に働き盛りの40代から60代に多いとされています。現在、難聴の患者数は約1,430万人、国民全体の約10%と言われております。難聴を軽く見ていると取り返しがつかないこととなります。まさしく音が聞こえなくなるのです。異常を感じたなら耳鼻科に診てもらうことをお勧めいたします。治療も

一日でも早ければ早いほどよいとされております。

以前、私は、町政一般質問で、町の職員さんに手話通訳士さんを採用してはと質問したことがあります。その後、他の議員からも同様の質問により採用になり、とても喜んでおります。

初めの質問は、避難所マニュアルを新しく更新すべきと思うのですが、災害時の避難所ではいろいろな悩みをお持ちの方もおいでだと思います。

聴覚者、耳の聞こえない人への対応は、内灘町避難所マニュアルを見ますと、作られたのが、平成24年3月に作られたもので10年以上更新されていないものです。

改めて作成する必要があると思いますが、熊本地震、東日本大震災、能登半島地震で聴覚障害者の方々が直面した避難所での困り事について調べてみました。

「避難所で炊き出しのお知らせが聞こえず食事がもらえなかった」「離れた温浴施設に行くアナウンスが聞こえないため、マイクで温泉行きの呼びかけがあったが聞こえなかった」

「1週間もお風呂に入れなかった」という聴覚障害者の方がいたということです。その他、電気が使えないことから、日常のコミュニケーションのために使用していた機器（携帯電話、メール、筆談器、補聴器等）が使用できなくなったことで、多くの皆さんが困窮された経験が報告されております。

また、日頃からの災害に備えた聴覚障害者自らの心構え（防災訓練に参加するなど、近隣者との意思疎通等を図ること）が有効であったという声をお聞きしました。

日本では、地震大国と言われるように、本当に各地で大きな地震が発生しております。避難される方々は、いろいろな障害を抱えている人も少なくありません。私のように、見て体に障害のあることを見分けるのは簡単ですが、耳の聞こえない人、聞きにくい人の判断は目

で見ても分かりません。

内灘町には耳が聞こえない人はどれだけいるのでしょうか、お聞きいたします。

災害は、いつ、どこで起こるか、誰にも分かりません。自宅、職場、旅先、移動先で災害に巻き込まれることもあるかもしれません。そのようなことも想定して避難所マニュアルを新しく更新すべきと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

今後に備えて、町でも、手話通訳アプリや、目で見て分かるコミュニケーションボード、このようなボードになります。

こちらは大阪の高槻市が作ったものですが、めくって字とかを指さして、言葉が出せないときとかでも使用することができます。持病を持っているときでも、指さしてこのようにして皆さんにお知らせしたりすることができるボードになっております。そして、要るもの、要らないもの、アレルギーなどもいろいろな形でボードにあれば、障害者の方々や聴覚者の方々が皆さんに自分の意思を伝えることができるボードになっております。

私が調べたところによりますと、内灘町社会福祉協議会も、聴覚障害者の皆さんと意思疎通を図るツールは筆談のみということをお聞きして、コミュニケーションボードをぜひとも備えてほしいと改めて思いました。

この点について、町の考えをお聞きいたします。

町の職員さんもいろいろな研修でアプリについてもご存じだと思いますが、こえとらとは… 「こえとら」は、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の研究開発成果である音声認識技術や音声合成技術を活用することにより、聴障者と健聴者とのスムーズなコミュニケーションを支援するスマートフォンアプリです。「こえとら」アプリは無料で利用いただくことができるということです、各窓口にアプリ読み取り用のQRコードを置き、使えるようにするというのはいかがでし

ょうか、町の考えをお聞きいたします。

しかしながら、これだけでは、避難所での緊急連絡や食事、水や物を皆様にお配りするときに聞こえない、聞こえづらい方への周知の方法には至りません。

例えばですが、パトライトのような光を使って知らせるもの、大きなパネルに色で分かるように知らせる方法など、町は、避難所でどのようにして聞こえない人に知らせることを考えているのでしょうか、お聞きいたします。

町として、能登半島地震を経験して避難所での気づきは、災害時にあればよかったと思ったものや、今後このようなものを準備しなければいけないと思ったものがありましたらお聞きいたします。

次に、コミュニケーションボードを消防署にも備えてあるとよいと思いますが、次は救急用のコミュニケーションボードとなります。

これは、令和6年2月に八千代市が作成したコミュニケーションボードになります。これは、体の痛い部分や、いつどこで痛くなったかなどボードに指さすことで、救急隊に自分のつらさや、そういったものをお教えすることができるというボードになります。これを救急車に1台積んであれば、旅先でも内灘町で倒れたときに消防隊が素早く、迅速に対応していただけるのではないかというふうに思います。発症した時間や体の部位など、いろいろな形が示されたボードになっております。

このコミュニケーションボードを救急車などに載せておけば、いざ耳の聞こえない人が重症で筆談もできないことを想定して、患者さんとの意思疎通を図る上で大いに役立つと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

災害時に町の職員さんで簡単な挨拶程度の手話を使える方はどれだけいるのか。初めに少し触れましたが、法律で自治体が啓発活動を行うように明記されていると思いますが、今後の町の取組についてお伺いいたします。

このような、絵で見て分かるボードの重要

性を申し上げたいと思います。

先ほど来から述べておりますが、聴覚障害者は、避難所で声だけでの連絡だと情報が伝わりにくい。絵を使うことで、言葉が通じにくい人とも指さしで必要な情報をやり取りできる。避難所で自分の困っていること（体調、トイレ、食べ物など）を伝えるのに絵ベースのボードは非常に実用的などなど、たくさんのコミュニケーションボードの利点があると考えられます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、内灘中学校の自転車通学について質問いたします。

令和8年より道路交通法が大きく変わり、これまでとは比べ物にならないくらい自転車についても厳しくルールが定められ、これまででは注意で済まされていたものでも罰則が強化され、違反切符、反則金が発生するようなことが国会で決まりつつあります。

これまでも私は、自転車に関する質問を何度かしてまいりました。子供たちが安全で安心して自転車に乗るように、町に対してヘルメットの購入について補助を提案し、購入補助の成果もあって、現在は、町内で自転車に乗っている子供たちは、ほとんどと言ってよいほどヘルメットの着用が定着しており、多くの方々から喜びの声を聞いております。

内灘町は、町域が20.33平方キロと、県内の自治体でも比較的コンパクトな町であります。内灘中学校の誕生以来、内灘町ではスクールバス通学が当たり前のようになっておりますが、スクールバスの運行上の問題から登下校時の時間的な制約があり、また、近年、白帆台の発展により子供たちが増え、バスが2便運行されております。

生徒たちも学校生活において、時間を気にしながらの生活になります。このことは少なからず部活動にも影響を与えていると思います。生徒、保護者から、自転車通学を認めてほしい、そのような声を多く聞いております。

中学校や教育委員会では、生徒の安全を第一に考え、自転車通学をこれまで認めてこなかったと思います。南部地区でも、天候が悪い冬の期間だけの一時的にスクールバスが運行されています。

スクールバスでの送迎が当たり前のようになっており、確かに南部地区でも、金沢市に隣接する向栗崎1丁目地区、旭ヶ丘、緑台、千鳥台地区は学校までの距離がかなりあると思いますが、このように通常的にスクールバスで送迎を続けていると中学3年間の大切な成長期において基礎体力をつけることができず、健全な発育につながらないものと懸念をいたしているところでもあります。

私は基本的には徒歩での通学がよいと思っておりますが、中学校から比較的距離のある場合には、自転車による通学を認めてもよいのではないかと考えております。

現在、中学生や保護者の皆さんからの声はどのように届いているのでしょうか。また、中学校ではどのような考えをお持ちでしょうか。まず初めに、町の考えをお聞かせください。

①県内で自転車通学を実施している学校が幾つあるのか。

②自転車購入に対して補助金や助成金などを設けている自治体があるのか。

③今後導入するとしたときの、町が準備にかかる費用は、例えば駐輪場の設置などでどれぐらいの予算がかかると試算しますか。

④自転車通学にした場合、保護者への負担はどれだけかかると考えますか。

⑤コミュニティバスを通学時に使用することはできないでしょうか。このときに考えられる問題点などがあれば、お聞きいたします。

町として、学校から何キロ以上離れている人を対象にするのかなど、不公平にならないようにルールをしっかりと決めて、コミュニティバスを利用する際には、また学割など補助する考えはないでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 皆様、おはようございます。

さて、県内においては、先月19日に季節性インフルエンザの警報が発令され、町内においても小中学校で、集団風邪による学級閉鎖が相次ぐなど、大変流行しております。また、昨日からとうとう雪も降ってきました、寒さが一段と厳しくなってきました。

町民の皆様におかれましては、寒さ対策と併せて、手洗いや換気、マスクの着用など、基本的な感染症対策を心がけ、体調管理に十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、夷藤議員の質問にお答えいたします。

○9番【夷藤満君】 ゆっくりお願いします。

○町長【生田勇人君】 はい。

まず、1点目の災害時の避難所での聴覚者、耳の聞こえない人への対応は、避難所マニュアル、コミュニケーションの取り方という質問にお答えいたします。

その質問の第1番目として、内灘町に聴覚に障害のある方はどれくらいおられるかということなんですけど……。何かあれですか。大丈夫ですか。——はい。

町内の身体障害者手帳を所持している方のうち聴覚障害の方の人数は、令和7年11月末現在で62名であります。

次に、避難所マニュアルを新しく更新すべきでないかという質問にお答えいたします。

町では現在、内灘町地域防災計画の見直し作業を進めており、作業終了後の令和8年度以降に運営マニュアルの見直しを進めてまいります。

議員ご指摘のとおり、町内で災害が発生した場合、町民だけではなく、町民以外の方も避難される場合も考えられます。

現状のマニュアルでは、聴覚に障害のある方への対応につきましては、補聴器、筆談用ミニボードなどを使用してコミュニケーションを図っております。

運営マニュアルの見直しの際には、町外の方の対応も含め、聴覚に障害のある方に対し、手話通訳アプリやボードなどを活用するなど、円滑なコミュニケーションを図れるよう見直しを進めてまいります。

次に、社会福祉協議会にコミュニケーションボードを備えてほしいという質問にお答えいたします。

コミュニケーションボードにつきましては、今後、町社会福祉協議会においてボードを準備することであり、町におきましても、避難所でも使用できるボードを備えてまいります。

次に、各窓口にアプリのQRコードをとうとうご質問にお答えいたします。

アプリを活用することにつきましては、聴覚障害者と健聴者とのコミュニケーションを図るためには便利であると考えております。

町におきましては、令和3年度から福祉課の窓口タブレットパソコンを設置し、アプリを活用した窓口業務を行っております。

今後、窓口にアプリ取得のための読み取りQRコードを設置し、来庁者が必要な際に取得できるよう、各課で進めてまいります。

次に、避難所における、耳の聞こえない方や聞こえづらい方への周知はとうとうご質問にお答えさせていただきます。

ボランティアを含む障害者団体と連携協力し、筆談などの文字情報や、手話通訳によって情報提供に努めることとしておりますが、その周知に関しては、なるべく見やすく表示できるよう、今後も努めてまいります。

次に、町として、避難所での気づきや、災害時にあったらよかったというものはありませんかというご質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震発生時において、町

では、開設していた全ての避難所を職員が巡回し、避難者の中に聴覚に障害のある方がいないことを確認しております。

聴覚障害は一見気づかれにくいこともあるため、避難所においては、工夫した表示が必要と考えております。

また、聴覚に障害のある方より、避難所にて「聴覚に障害があることを示すゼッケンなどを使用することで、周囲の方々が気づきやすくなる」、さらに「聴覚障害者向けの字幕や手話放送サービスがあったほうがいい」などのご意見があり、具体的な事例を認識することができました。

今後の避難所における設備や備品等につきましては、こうしたご提案や先進事例を参考に検討してまいります。

次に、コミュニケーションボードを消防署にも備えてあるとよいのではというご質問にお答えいたします。

現在、救急車などでの対応は筆談を基本としておりますが、議員ご指摘のとおり、筆談が困難な状況のときは、コミュニケーションボードの活用は有効であると考えます。今後、意思疎通を容易に図れるよう、コミュニケーションボードを備えてまいります。

次に、町職員で簡単な挨拶程度の手話を使える方はいるか、今後の町の取組はというご質問にお答えさせていただきます。

手話通訳士の資格を持つ町職員は、現在、1名であります。

また、町で開催している内灘町手話奉仕員講座（入門編）のみを履修、修了した職員は5名、内灘町手話奉仕員講座（入門編）及び（基礎編）を履修、修了した職員は5名であります。

今後、自己啓発を含め、受講の意欲のある職員には、受講しやすい環境づくりを検討してまいります。また、手話通訳アプリを取得することで聴覚障害者とのコミュニケーションが図りやすくなるため、職員に周知し、活用を促

してまいります。

私からは以上となります。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 続きまして、2番目のご質問の内灘中学校の自転車通学についてのうち⑤のコミュニティバスを通学時に使用した場合に考えられる問題点について、お答えします。

問題点といたしましては、現在の運行計画は、中学校への通学を想定したルートや運行時刻となっております。

また、南部地区においてコミュニティバスを利用する場合、一定の通学距離となる対象生徒数の検討のほか、一般利用者への影響などを踏まえたバスの大きさ、便数及び運賃の補助などを精査する必要があります。

したがいまして、コミュニティバスを中学校の通学時に使用することは課題が多く、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 私のほうから、続けて自転車通学についてお答えをいたします。

県内で自転車通学を実施している学校は、内灘町を除く18市町、82校中63校となっております。自転車購入に対して補助金や助成などを設けている県内自治体はありません。

続いて、内灘中学校に屋根付駐輪場を設置した場合の工事費は、南部地区で冬期スクールバスを利用する生徒、およそ160人分の台数を見込み、約3,700万円となる試算をしております。

続きまして、自転車通学における保護者負担につきましては、規則等を設けていないため、はっきりした金額はお示しできませんが、ヘルメットや反射材付ベストの購入費用として数千円程度、自転車保険の費用として年間

3,000円から4,000円の負担が考えられます。

続きまして、保護者からの声といたしましては、直近3年間の学校評価アンケートにおいて、遠距離地区にお住まいの方から自転車通学に関する要望が3件ありました。

中学校及び町の考えということでお答えします。

内灘中学校では、坂道が多いことや幹線道路の交通量が多く危険なこと、また、通学時間帯におよそ160台の自転車が走行すると、徒歩での登校児童生徒の安全を脅かすなど、危険性を懸念し、自転車通学の実施には慎重な意見を持っております。

今後、町の方針につきましては、県内自治体において多くの中学校が自転車通学を実施していることもあり、まずは保護者の皆様にアンケートを実施するなど、ご意見、ご要望を確認した上で、中学校と自転車通学の在り方を協議してまいります。

私のほうからは以上です。

○議長【七田満男君】 夷藤議員、答弁が終わりました。よろしいですか。

9番、夷藤満議員。

○9番【夷藤満君】 今ほどの教育長の答弁について、再質問をさせていただきたいと思っております。

ちょうど10年前に私、同じ質問をさせていただきました。その当時の教育長の答弁を読み上げたいと思っております。

高校生は、多くの高校生は自転車通学をしているという現状があります。そういうことから考えて、交通ルールやマナーを中学生の時代にしっかりと学ばせることも大切かなというふうに考えております。実施するに当たりまして、交通安全対策、ルールづくりや駐輪場の設置などの課題もございます。全般に徒歩通学も含めまして、学校、また保護者、関係機関と十分協議をしてみたいと、このように考えておりますと答弁されております。

その後、何らかのアクションがありました

でしょうか。学校、保護者、関係機関と十分協議をしたのでしょうか。町はこれまで何もしてこなかったのが現実ではないのでしょうか。

この点について、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長【七田満男君】 桐山一人教育長。

〔教育長 桐山一人君 登壇〕

○教育長【桐山一人君】 今ほどの夷藤議員のお話の中で、実施に向けて前向きに答弁をしたというふうな記録をお伝えいただきました。ありがとうございます。

私自身、不勉強なところもありまして、十分その内容について、今後とも真摯に受け止めて対応していきたいというふうに思っております。

先ほど答弁いたしましたとおり、アンケートをこれまでも、保護者、地域の意見の高まりということで、私が教育長になってからそんな答弁をしてきたかなと思っております。改めて、保護者の意向、地域の意向を再度確認いたしましたして、先ほどの夷藤議員から教えていただきました、そういった内容も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 夷藤議員、答弁終わりました。よろしいですか。

○9番【夷藤満君】 はい。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

〔手話通訳者退室〕

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 皆様、おはようございます。議席番号10番、社会民主党の清水でございます。

一問一答方式で、通告に基づいて質問しますので、町長はじめ執行部の皆様におかれましては、明瞭で前向きな答弁をお願いをしまして、質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、1つ目には、現在、町が

作成している「第六次内灘町総合計画について」と、2つ目については、「コンフォモール内灘及び内灘海岸のにぎわい創出について」の2点について、町の基本方針を質問をいたします。

まず、第六次内灘町総合計画についてお問い合わせをいたします。

ご存じのとおり、内灘町には内灘町総合計画条例があり、この内灘町総合計画を町の最上位計画と位置づけているのが現状でございます。

総合計画は、町政運営の方針、将来像、施策を総合的かつ計画的に示す指針となり、これにより行政のぶれをなくし、長期的な維持性が確保できるものであります。

同時に、総合計画は、将来の町の将来像（ビジョン）、これを住民と共有する枠組みとなるものでもございます。それだけに、行政だけではなく、住民、地域団体、事業者を巻き込んだまちづくりとして進めなければならないのでございます。

特に復興を伴う計画においては、被災住民の意向や価値観を反映させる必要があり、総合計画がその落としどころを示す重要なプラットフォームとなるとも言えます。

町は、本年4月開催の総務産業建設常任委員会で、第六次内灘町総合計画について、2025年度中の策定に向けて検討しているという報告がございました。策定スケジュールもこのときに示されているわけでございます。

新しく町長となられました生田町長、生田町政にとって、今後の町の将来像を示す重要な町総合計画であります。作成に当たっての町長及び町としての基本方針をお聞きをいたします。

1つは、現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 清水議員のご質問にお

答えいたします。

現在、策定に向けて取り組んでおります第六次内灘町総合計画は、今後のまちづくりの基本理念及び将来都市像に向けた基本目標や、その方向性を示すものでございます。

計画策定の進捗状況につきましては、今年3月に審議会を設置して、これまで3回にわたり会議を開催し、町民アンケートの結果を踏まえた基本構想及び基本計画の素案の検討などの議論を進めております。

今後は、今12月会議におきまして、基本構想及び基本計画の素案について中間報告を予定しております。

その後、パブリックコメントを踏まえ、来年2月中に改めて審議会を開催し、基本構想案及び基本計画案を取りまとめ、3月には議会の議決を経て、今年度内の策定を目指して鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 現在作成中ということで動いているようでございます。

2つ目には、復興計画のまちづくり計画では、「復興とまちづくりを融合し、単なる“元に戻す”ではなく、“災害に強く・持続性のあるまち”として再設計する。」というふうになっております。

第六次内灘町総合計画では、復興を核とした将来ビジョンの統合が図られるというふうに考えるわけでございますけれども、町の考えをお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 総合計画の策定に向けて、5月に実施した事前の住民アンケートの結果において、震災からの復旧・復興のまちづくりへの関心の高まりが見られました。

これを受けて、今回の総合計画では、災害復興計画との整合を図りつつ、震災からのいち早い復旧・復興と快適な居住環境の維持・充実

及び都市機能の強化を主な課題として捉えております。

このため、総合計画における重点プロジェクトの一つに「災害に強いまちづくりプロジェクト」として位置づけて、液状化対策などのハード面と、防災意識の向上を図るなどのソフト面の両面から防災・減災対策を強化し、町民の皆様の安全・安心な生活基盤を確立してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは、3つ目の質問に入ります。

第五次内灘町総合計画が示すゾーニング・機能配置（住宅、公共施設、防災拠点、商業地域など）、これらは、第六次総合計画の土地利用政策や都市計画で変更はないのでしょうか。また、その必要性について、町の考えをお聞きをいたします。

とりわけ、この間、町の商業地域、これは千鳥台、コンフォモール内灘のみというふうになっているのが現状でございます。現在、町が関係方面にも要請し、検討が進められている今後の北部地域の復興はもちろん、その発展、町のにぎわい創出等を考えた場合、北部地域の土地利用の考え方の基本方針をお聞かせを願いたいと思います。

具体的に、市街化調整区域の課題解消に向けたプロセスと現状、今後の見通しについてお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 清水議員のご質問にお答えいたします。

総合計画の基本構想案では土地利用方針が掲げられており、その中で、市街化調整区域である白帆台地区以北においても、新たな居住者の誘導に向けた住宅系地区の検討を行うものとしております。

次に、北部の既存集落の土地利用方針につ

いては、市街化調整区域の課題解消と併せて、液状化被害による、ずれた土地境界の早期確定が課題となっており、北部地区の被災地区まちづくり協議会と勉強会を重ね、検討しているところであります。

まずは、早期に北部地区のまちづくりを戻すためにも、市街化調整区域のままで比較的時間がかからず、新たな居住者の誘導ができる地区計画制度を活用したいと考えております。

その中で、宮坂、西荒屋、室地区において、居住系用途に加えて、利便性向上のため店舗などの立地が可能となるように、住民と協議を重ねながら、地積測量作業完了の令和8年度末を目標にこの地区計画が策定できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域の課題を解消する方法としましては、金沢都市計画で市街化区域へ編入すること、もう一つ、町単独の都市計画とすること、この2つが考えられますが、いずれにしても、今後、県や関係自治体と協議を重ねていく必要があり、かなりの時間がかかることが予想されます。

北部地区の復興まちづくりに向けた土地利用については、住民との対話を通じて、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 市街化調整区域の課題解消に向けた取組を、引き続き努力を願って、やっぱり北部地域の復旧・復興、これが町全体に波及をして内灘町全体が発展をしていく、そんな施策をこれからも続けていただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、2つ目の質問でございます。

2つ目の質問は、コンフォモール内灘及び内灘海岸のにぎわい創出についてお伺いをいたします。

エリア別まちづくりで、にぎわい創出ゾーンとして、商業地域にコンフォモール内灘が

ございます。しかし、現状は、Cゾーンが物流基地として物流倉庫が建設されているところでございます。したがって、現状はその一部、特にCゾーンで物流倉庫が建設され、商業集積としての魅力が十分に形成されていないのが現状でございます。

一方、コンフォモール内灘には、町の財産とも言える、内灘闘争で有名な内灘海岸が隣接しているわけでございます。内灘海岸は、内灘闘争の戦跡——砲弾試射場の指揮所跡がございます。内灘砂丘、そして日本海に沈む夕日の景観などを有し、現在、多くの外国人をはじめ観光客の方々が訪れているわけでございます。

今後、町は、商業地域としてのコンフォモール内灘のにぎわい創出、そして観光拠点としての内灘海岸のにぎわい創出をどのように図る考えでいるのか、その展望も含めてお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 山崎真聡副町長。

〔副町長 山崎真聡君 登壇〕

○副町長【山崎真聡君】 内灘海岸は、本年9月に策定いたしました内灘海岸・放水路回遊空間整備構想におきまして、今後さらに多くの来訪者でにぎわうエリアとなるよう、海岸拠点として位置づけています。

当該構想では、案内所、飲食店、売店等のにぎわい拠点施設や、駐車場、休憩スポットなどの整備が盛り込まれており、その具現化に向けては、国、県に要望するとともに、現在、港湾区域等の管理者である県との協議を進めております。

また、コンフォモール内灘も、構想における海岸拠点として位置づけられており、内灘海岸と一体的なにぎわいを創出することで集客の増加につながり、商業系地域としても発展していくことを期待しております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

Bゾーン、コンフォモール内灘の空きスペース、これを町として活用をしていく考えはないのか。例えば、今答弁がございました、観光資源の玄関口としてコンフォモール内灘を再位置づけをして、現状の物流倉庫が担う役割と共有しつつ、Bゾーン、商業棟の現在の空きスペースを町として活用して、内灘海岸のビジターセンター的機能としての再定義をすることにはならないのをごさいますでしょうか。

内灘海岸には、インバウンドも含めた景観観賞用のウッドデッキなど設置をしたり、さらには、コンフォモール内灘は、空きスペースを町として活用して、海岸散策の起終点として、観光案内所、カフェ・レストランなどに活用して人の滞在時間を延ばし、人が集まる場所へ転換をさせればというふうに考えるわけでございます。町の考えをお聞かせください。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画振興課長。

〔企画振興課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画振興課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

内灘海岸・放水路回遊空間整備構想の具現化を進める中で、議員ご提案の内容も含めて、改めて検討してまいります。

一方で、空きテナントの賃借料に関しては、当該施設の建設投資について、一般的な使用期間内で相当額の収益で回収できることを前提とした価格体系になっています。

このため、町としては、テナントを借り上げでの活用について、現時点では難しいと考えております。

コンフォモール内灘が今後も持続可能なにぎわいを創出するためには、民間主体による事業活動が必須であると捉えており、町においては、運営事業者と連携しながら、可能な範囲で側面からサポートしてまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 引き続き、コンフォモール内灘のにぎわい、空きスペースが結構出てきておりますので、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

1番目の質問でちょっと抜けたんですけれども、以前、町は、内灘海岸を日本海の湘南海岸にということで、海の駅、道の駅、どちらにするのか明確でございませんでしたけれども、そんな計画が前町長の構想の中で語られておりました。

それについて、新しく町長とされました若い生田町長の考えは、どのようなふうにするのかについて考えていらっしゃるのか。1番目の質問で抜けておりましたので、答弁いただければ幸いです。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 清水議員のご質問にお答えいたします。

1点目の質問で山崎副町長のほうからも答弁ありましたとおり、内灘海岸・放水路回遊空間整備構想において、今後、道の駅でありますとか海の駅といったものがどういう制度で、どういう補助があつて、そういうことも含めながら、少し有利なものであればぜひ検討していきたい、そういうふうに思っておりますので、まずは調査ということでよろしくお願いたします。

よろしくお願いたします。

○議長【七田満男君】 10番、清水文雄議員。

○10番【清水文雄君】 内灘海岸の在り方、私も、あそこ一帯を道の駅にということで、前からずっと提案をさせていただきましたけれども、現状を見ればなかなか難しいなということもございませけれども、県の土地の、前、川口町長が語った頃もございませるので、あそこはのと里山海道の起点というふうになっています。やっぱり人が集まってそこに滞在をしていく、そんなことで内灘海岸の第二のにぎわい創出に向けて、引き続きお願いをしたい

と、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

令和7年12月会議に質問の機会をいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。質問は3問についてであります。

1つ目は、「大根布地区地域防災センターのホールいわゆる防災講義室に冷房設備の設置を」、2つ目は、「危険な道路側溝の改修について」、3つ目は、「河北潟堤防の災害復旧工事について」、大きく3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、「大根布地区地域防災センターのホール(防災講義室)に冷房設備の設置を」を質問させていただきます。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により被災し避難を余儀なくされ家に戻れなくなった住民を一定期間滞在させることを目的とした施設であり、非常に重要な役割を担っております。

昨年1月に発生した能登半島地震では、指定避難所である大根布地域防災センターに、地元の大根布地区をはじめ鶴ヶ丘や室地区の被災者の方々が長らく滞在され、避難生活を送られました。大根布地域防災センターの防災講義室いわゆるホールには冷房設備がなく、夏は扇風機、冬はストーブしかありません。

避難所に冷房設備が整備されていないことは大きな問題であります。災害が発生し避難を余儀なくされた被災者が、夏場もしくは冬場に避難所で過ごすことになると、厳しい室温の中で生活しなければなりません。最近では地球温暖化の影響からか、夏場は連日30度を超える厳しい環境が続いております。その影響で体調不良はもちろん、避難者の中にはも

ともと疾患を抱えている方もおいでるので、疾患を悪化させてしまうこともあるでしょう。

さらに、被災された方たちは、被災のショックで精神的にも不安定な状況です。適切な環境になっていないことで、より身体的にも精神的にも悪影響を与える可能性が高まります。

日本は、地形や地質、気象などの気象条件から自然災害が発生しやすい国で、その中でも地震はかなり多く、世界で発生する地震の10%から15%が日本で発生しているほどです。

地域防災センターには、災害時の停電に備え、LPガスを燃料とした非常用発電機が設置されており、防災講義室(ホール)をはじめ、事務所や防災研修室、防災会議室等の照明とコンセントに送電されるシステムになっております。このように指定避難所としての機能が整っているのに、災害時に多くの方々が避難されるホール、いわゆる防災講義室には冷房設備がありません。

以上のことから、今後の夏季、夏場の災害に備えて、地域防災センターのホールに冷房が必要であります。冷房設備の導入に当たっては、国の緊急防災制度などを活用すれば費用負担も軽減できると思われれます。

町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

[町長 生田勇人君 登壇]

○町長【生田勇人君】 恩道議員のご質問にお答えいたします。

地域防災センターのエアコン整備につきましては、これまでの一般質問にお答えしましたとおり、その管理運営は大根布公民館として運用されており、ホールのエアコン設置は、各地区の判断により整備していただくことが基本的な考えであります。

しかしながら、近年の大規模災害による避難所としての活用や、猛暑や厳寒をはじめとする気候変動の状況を鑑み、安全かつ快適な環境を早期に整備する必要があるとも考えております。

また、昨年、令和6年12月には内閣府より、避難所に関するガイドラインの改定が示され、「避難者の健康が維持されること」を目標に、避難所の質の向上に向けた取組が必要とされております。

あわせて、議員のご指摘にありますよう、地域防災センターにおいては、非常用電源としてのLPガス設備が既に設置されておりますことから、防災拠点として、空調整備にLPガスの活用についても、施設面や整備面、そして費用面においても有利とも考えられます。

したがいまして、地域防災センターホールのエアコン整備については、これまでの地区の負担を前提としつつ、防災の観点から、国の制度と併せて町として整備が可能か、早急に検討してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 ただいまの町長の答弁では、確かに地域防災センターでありながら大根布公民館でもあります。

平成28年ですか、いわゆる大根布公民館が建て替えというか、当時の地元の国会議員の先生方とかいろんなお力添えで緊急防災か何かの予算を使わせていただきまして、あの当時、地域防災センターとして建てて、確かに地元負担もしておりますけれども、今、昨年の1月のそういう災害時のことを見ますと、やはり地域防災センターとしての機能、いわゆる一番たくさん集まる防災講義室にはやっぱりどうしてもそういう冷房装置が必要だと思います。

今、町長がおっしゃいました、その地区の負担もあり得るといことも含めまして、まずは国からの、内閣府からの、そんないろんな予算、検討していただきまして、ぜひとも設置する方向でよろしくをお願いをいたします。

それでは次、2つ目の質問に入ります。

危険な道路側溝の改修についてであります。

1つ目は、これは大根布小学校体育館・グラ

ウンド横の大根布8丁目側の道路側溝が開口部40センチ、深さ50センチあり、勾配も当然道路と同じく急であり、開渠部分には蓋もなく、降雨量が多いときには濁流のごとく大量に流れて、特に歩行者には大変に危険な道路であります。

この道路は、大学通りと県道とを結ぶ重要な道路であり、内灘中学校生徒の登下校時にも使われております。買物等で歩行者はもちろんですが、自動車の往来、通行量も大変激しい状況であります。

大根布小学校が災害時における指定避難所になっていることから、昨年1月に発生した能登半島地震では、地震後の津波警報発令で避難が緊急を要することから、夜間には多くの住民の方々が避難しております。そしてその順路については選択する時間もなく、小学校に避難されておりました。

以上のことから、大根布小学校が災害時の指定避難所になっていることから、指定避難所周辺の危険な道路側溝の改修は、日常の歩行者、通行車両の交通安全対策上からも、これは早急な改修が必要と考えます。

この質問は、私は令和元年12月会議において質問をさせていただきましたが、答弁では、「公民館などの周辺道路の側溝を蓋付とし、歩行空間の安全確保につながる道路の拡幅改修を順次進めていく」と述べられております。その後6年が経過しております。

災害時の避難等の安全確保及び歩行者の安全対策上からも早急な側溝の改修が必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の道路側溝は、勾配がきつく蓋もない側溝で、今年8月の大雨のときも大量の雨水が流れておりました。

また、当該道路沿いの大根布小学校は指定避難所にも指定されており、災害時の避難経路としての役割も果たしております。

町では、このような道路側溝の改修の必要性は認識しており、蓋付側溝への改修を順次進めております。

議員ご指摘のこの場所の道路側溝の改修につきましては、現地周辺の地形への影響も考えられますことから、調査をしております。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 ただいまの部長の答弁、ありがとうございます。ただし、調査してもう6年たちますんですよ。いつまでも調査検討じゃなくて、やっぱり結論を、せめて目標を立てて。

確かに大根布小学校の付近にはこの間、学校の通学路の改修に併せて、一部、学校周辺の側溝も改修したことはありますけれども、その後一向に、この8丁目も含めて周辺も進んでおりません。

確かに現在、昨年度の能登地震からの復興で皆さんいろいろと手が回らないこともあるでしょうけれども、でも、平生のこういう災害時も含めまして、こういうことは、やはり速やかに計画を立てて、地元を含めて計画を進めていっていただきたいと思います。ぜひとも、検討ばかりじゃなくて、前へ進めてください。

それでは、次に移ります。

次は、同じく、これは民地の境界に布設されている公共の雨水管の布設替え等の改修についてお伺いをいたします。

最近、梅雨前線や前線に流れ込む暖かく湿った空気の影響からか、大気の状態が非常に不安定となり、このため石川県の各地で非常に激しい雨が降り、また、一時的に線状降水帯が発生し、記録的な大雨となっています。

一昨年の令和5年7月12日には、内灘町北部地区において夜8時から4時間の間に約190ミリの豪雨があり、県道高松内灘線の崖崩

れなど、大きな被害がありました。

また、本年8月6日には、夜遅くに活発な梅雨前線の影響で発達した雨雲が流れ込んだ影響で、これも線状降水帯が発生し、県道松任宇ノ気線の大根布地区が道路冠水で一時通行止めとなりました。

最近は、こういった地球温暖化の影響からか、平均気温の上昇による海面上昇、異常気象が頻発し、今年の夏も連日30度を超える猛暑となり、また、1時間の降雨量が50ミリを超えることが珍しくなくなり、当たり前のようになっております。

そこで、大根布地内の道路側溝の一部区間で、時間当たりの降雨量が多いときに雨水を下流にさばき切れずに道路にあふれた雨水が付近の宅地に流れ込み、敷地内の地盤がえぐられる被害がありました。

その後、町担当課で調査していただいた結果、暗渠排水管に異物が混入していたことが判明し、撤去しております。異物撤去後は時間当たりの降雨量が少なく、その後の排水効果については、現在、検証ができておりません。

この暗渠排水管は民地と民地の境界に布設されており、目視での点検もできません。民地境界に布設されている公共の雨水排水管の町道への布設替えも必要ではないでしょうか。また、最近の時間当たりの降雨量が増大していることから、道路側溝の排水面積などの見直しも必要ではないでしょうか。

今後、町道いわゆる道路側溝の経年による劣化に対応した改修計画を進める必要があると思います。その中で、民地の境界に布設されている公共の雨水排水管の町道への布設替えも必要ではないでしょうか。

このように、道路側溝の排水能力不足による内水氾濫で敷地内へ流入することは避けるべきであります。町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の箇所につきましては、町として適切な雨水排水路を確保し管理をしていく必要がありますので、将来的には、町の側溝への布設替えは必要であると認識しております。

今後の大雨に対する対応や布設替え等について、地権者の方と協議し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 部長の答弁、ありがとうございます。

確かにこれは地権者との絡みがありますので、この布設した時期に至っては、私も当時のことは分かりませんが、そういうことは抜きにして、今後のやっぱりいろんな排水、いわゆる降水量が時間当たり50ミリを超えるのが当たり前のことになっておりますので、そういうことも含めまして、また、先ほどの答弁でありましたとおり、よろしく前へ進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

河北潟堤防の災害復旧工事についてお伺いをいたします。

能登半島地震で大きな被害を受けた河北潟堤防の災害復旧工事についてお聞きいたします。

能登半島地震における河北潟及び周辺の堤防沈下で、大根布地区2か所、河北潟干拓地内の湖西1号線に平行する堤防、才田大橋、東部承水路2か所を含む6か所、合計約7.6キロの区間において最大2.5メートル程度の堤防の沈下があり、発災当初は河北潟の堤防を越えて水があふれ出し、大変危険な状態でありました。

石川県では、緊急を要することから、大型土のうを設置するなど応急復旧工事を行い、昨年2月上旬までに必要な堤防高さを確保して

おります。

石川県が現在進めています河北潟干拓地堤防の本復旧に向けた災害復旧工事の具体的な対応策についてお聞きをいたします。

まず1つ目は、河北潟堤防の内灘側の正面堤防と津幡側の東部承水路における液状化対策の工法についてお聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 四月朔日松英地域再建整備課長。

〔地域再建整備課長 四月朔日松英君 登壇〕

○地域再建整備課長【四月朔日松英君】 お答えいたします。

石川県によりますと、現在、復旧を進める河北潟堤防の液状化対策工法につきまして、内灘町側の正面堤防につきましては、振動により締め固めた砂ぐいを地盤の中に造成する工法、また、津幡町側の東部承水路のほうでは、土や砂にセメントなどを混ぜ込んで固結させる工法での施工と伺っております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 正面堤防側は今、パイルの機械が何台か並んでいます。あこは砂をパイルに入れていわゆる液状化を防ぐという、そんなふうに捉えりゃいいんですか。……ああ、いいです。ここで質問したらいかん。あれか。求めんなんさけ。もう少し詳しく。

○議長【七田満男君】 四月朔日松英地域再建整備課長。

〔地域再建整備課長 四月朔日松英君 登壇〕

○地域再建整備課長【四月朔日松英君】 お答えします。

今ほど恩道議員言われたとおり、砂のくいをパイルで打ち込んで強化させるという方法になります。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 はい、分かりました。

それでは、2つ目ですけれども、そしたら内灘側の湖西1号線のほうの正面堤防ですけれ

ども、これが本復旧後にどのような堤防が、堤防の上部の幅とか、いわゆる堤防の高さ、勾配等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長【七田満男君】 四月朔日松英地域再建整備課長。

〔地域再建整備課長 四月朔日松英君 登壇〕

○地域再建整備課長【四月朔日松英君】 お答えいたします。

正面堤防の本復旧後の形状につきましては、上部の幅が5メートルで、高さが標高3メートル、堤防斜面の角度は約27度の勾配とのことでございます。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 堤防の上部の幅が5メートルで、高さが3メートルで、堤防の勾配が27%。結構きついね。まあまあ、いいです。

3番目に、ということは、この河北潟堤防の本復旧の完成時期というのはいつ頃になりますか。お聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 四月朔日松英地域再建整備課長。

〔地域再建整備課長 四月朔日松英君 登壇〕

○地域再建整備課長【四月朔日松英君】 お答えいたします。

河北潟堤防の本復旧につきましては、来年春頃を目指して工事を進めているということでご覧でございます。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 河北潟堤防の本復旧は来年、令和8年春頃ということ。

ということになりますと、4番目ですけれども、河北潟干拓地の中を東西に横切る幹線道路の、いわゆる復旧の進捗状況と全線の供用開始時期というのはいつ頃になりますか。お聞きをいたします。

○議長【七田満男君】 四月朔日松英地域再建整備課長。

〔地域再建整備課長 四月朔日松英君 登壇〕

○地域再建整備課長【四月朔日松英君】 お答えいたします。

堤防を含む干拓地内の災害復旧におきましては、石川県、県をはじめ、関係する金沢市、津幡町、そして内灘町で協議のほうを進めております。

その中で、内灘から金沢、津幡をつなぐ幹線道路の復旧時期につきましては、堤防の本復旧完了後、令和8年秋頃に一部供用、令和9年夏頃の全線供用を目指すこととしてございます。

以上です。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 今の答弁では、内灘、津幡を結ぶ幹線道路は、一部供用が令和8年の秋、全線が9年の夏頃を目指す。これでいいんですね。はい。

それでは次に、その幹線道路について、5番目で質問をさせていただきます。

河北潟干拓地内の幹線道路の県道昇格についてお伺いをいたします。

河北潟干拓地内の幹線道路は、主要地方道松任宇ノ気線と国道8号津幡バイパスを連結する道路であり、内灘町と津幡町、金沢市にまたがり日々の通勤や通学に利用されるとともに、金沢医科大学病院へのアクセス道路として、また災害時の救急救命活動や緊急物資の輸送を支える大動脈であります。

これまで県道への昇格の要望が、県町長会や県町議会議長会、自民党石川県支部連合会を通じて、内灘町、津幡町、金沢市から毎年それぞれ石川県へ要望が提出されております。

幹線道路を県道に昇格させ、堤防と一体となって石川県で管理していただくことが、これからの気候変動による自然災害からの復旧・復興を考えると大変重要だと思います。

町の見解をお伺いいたします。

○議長【七田満男君】 山崎真聡副町長。

〔副町長 山崎真聡君 登壇〕

○副町長【山崎真聡君】 議員ご提案の河北潟

干拓地内の幹線道路の県道昇格につきましては、議員からご説明がありました各要望のほか、町では、能登総合開発促進協議会でも取りまとめ、津幡町と合同で県へ要望しております。

また、本年9月の石川県議会一般質問におきまして、早期の道路復旧に取り組み、全線供用の県道昇格を視野に、今後、市町と協議を行ってまいりたい旨の答弁がなされています。

この幹線道路は、広域的な主要幹線道路で、自動車交通量も増加している状況であり、県道への昇格に向け、引き続き、県への要望や働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 7番、恩道正博議員。

○7番【恩道正博君】 答弁ありがとうございます。

確かに9月の県議会でしたか、馳知事の答弁でも、全線供用後には昇格を視野に、今後、市町と協議を行いたいというふうな答弁をされていますので、今後、そういう答弁がありましたので、今副町長おっしゃいました県道昇格に向けて、また町議会も挙げて進んでいければと思います。

それでは、その質問の最後になる6番目、いわゆる完成後の堤防を遊歩道にできないかということで質問をさせていただきます。

干拓地内の幹線道路脇の桜並木は開花シーズンになると、地震前は町内外から多くの方々が見物に訪れております。

町が現在進めています内灘海岸・放水路回遊空間整備構想では、内灘海岸をはじめ、河北潟や内灘大橋（サンセットブリッジ）などの魅力的な観光資源、地域資源が点在しておりますけれども、この中に河北潟幹線道路脇の桜並木をつなぎ合わせて回遊性を向上させることで、町の魅力をより一層引き出すことができると思います。

そこで、完成した河北潟堤防を遊歩道や自転車道に活用できないかという提案でありま

ポートの発行対象とされる方々は、基本的には70歳以上の内灘町民であります。それに加えて、令和6年能登半島地震で被災され、内灘町に避難し居住されている70歳以上の被災者をもその対象に加えるものであります。

この無料パスポートの発行を開始して2か月を経た11月末頃の時点で担当部局に問い合わせましたところ、この無料パスポートをお受け取りになられた方々は1,100名ほどになっているとのことでした。

このなだバスナディ無料パスポート交付制度の開始は、70歳を過ぎた年齢になっても、日々の買物や医療機関への通院など通常の生活をこの町で営む上において大きな利便性をもたらすものであります。

同時にまた、自家用車で外出機会が多くあるにもかかわらず、高齢による心身の衰えの自覚やご家族の方々の強い勧めに従って運転免許証を返納する人が始まる、そのような高齢世代の人々にとっては、極めて有効な代替交通手段だと思っております。

そして、この高齢者施策は、町長がこの町に暮らす人々にかける深い思い入れの一端を示すものであると高く評価するものであります。

ところがその一方で、内灘町民の中には、なだバスナディのようなコミュニティバスあるいは北陸鉄道の路線バスや北鉄浅野川線の電車など一般的な公共交通機関を利用しての移動が困難な高齢者等もおられるのであります。そうした方々を対象とした移動手段のサービス施策として福祉タクシーの制度があることは、ご承知のとおりであります。

ところが、全国の市町村でくまなく展開されている福祉タクシーの制度ではあります。実施している市町村ごとに、実際の運用において温かさや冷たさといった感じで微妙な違いがあるように思うのであります。手厚い施策を展開しているところや、それほど手厚さや温かさが感じられない自治体など、まさに千差万別なのであります。

我が内灘町には、この福祉タクシーの利用に関する様々な約束事を定めた規定として内灘町福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱というものがございます。この実施要綱の中では、福祉タクシー利用者で料金の助成を受け取ることができる対象者がどのような人々なのか、あるいはまた利用者が支払った代金のうち助成を受けられるのは幾らなのか等々の事柄が事細かに定められているのであります。

これらの記載事項をかいつまんで簡単に申し上げるならば、75歳以上の独り暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、要支援または要介護の認定を受け、在宅サービスを利用されている方々といった方々が福祉タクシーのサービス対象者であること。一方、利用助成金のほうは、1枚500円の助成券を1年間に24枚交付するというものなのであります。つまり、1年間に1万2,000円分のタクシー代金を助成をするというものなのであります。

現行1枚500円の助成券は、この間のタクシー料金の値上がりなどに応じて1枚当たりの単価は少しずつ上がってきてはいるのであります。1年間に24枚という交付枚数は何十年と変わらぬまま、あたかも塩漬けになったように推移してきているように思うのであります。1年間に24枚とは、1か月当たり2枚で12か月間ということから算定された枚数なのであります。

ところが、近年では、この福祉タクシー助成券の交付枚数の考え方を大幅に変える自治体が出てきているのであります。例えばお隣の福井県の大野市では、障害をお持ちの方々のタクシー需要が多くなっていることなどから、それまで1か月2枚で年間24枚であったタクシー助成券の交付枚数を令和6年度からは一挙に1か月5枚、年間60枚へと大幅な増加策を講じたのであります。

内科医、外科医、歯科医、眼科医、耳鼻科医、

皮膚科医、接骨院等々と、障害をお持ちであったり、あるいは高齢になってくると、医者通いなど外出が頻繁になることはご承知のとおりでございます。日本中のどこに住んでいてもそれは同じであると思うのであります。

本町も大野市と同様に、そうした支援策の拡充が強く求められていると思うのであります。ただ、現状の24枚から60枚へと交付枚数を飛躍的に増やすことが財政的に難しいのであるならば、1か月3枚で年間36枚へと拡充するように、段階的に増加させる施策が必要になってきているのではないかと思うのであります。

本年10月1日からのなだバスナディ無料パスポートの交付という福祉的な観点から見て極めて先進的な交通施策を講じられた生田町長であります。そうであるならば、大きなハンディキャップを持ちながら懸命にこの町で暮らしを立てておられる福祉タクシー利用対象者の町民の皆さんにも、そうした心温まる福祉的な交通施策を講じられますよう切に願い、ここに生田町長の見解をお伺いするものであります。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 西尾議員のご質問にお答えいたします。

福祉タクシー利用料金助成事業は、在宅で重度の障害をお持ちの方や75歳以上の独り暮らしの方などへの外出支援と経済的負担の軽減を目的としており、内灘町の福祉向上を図る上で重要な施策でございます。

県内の助成制度を確認しましたところ、助成対象者などが一律ではないため、単純に比較できない部分もございますが、本町と同じ年間24枚を交付している市町が最も多い状況でございました。

議員ご提案の福祉タクシー助成制度の拡充につきましては、今ほど議員のお話にもあり

ましたが、本年10月から実施しております、70歳以上のコミュニティバスの無料化に伴って福祉タクシーの利用状況にどのような影響を与えるのかを検証した後に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 4番、西尾雄次議員。

○4番【西尾雄次君】 答弁ありがとうございます。

確かにいろんな施策を講じていく上では、一つの施策がほかの施策にどんな影響を与えているのか、そういったことの検証は大切なことだと思います。

ただ、なだバスナディの10月1日からの交付が非常に秀でたものであるがゆえに、ハンディキャップを抱えたこの人たちに対する施策にそのような心で施策展開を期待しているというところがございます。

町の今後の調査研究と、そして温かな心での施策展開を希望いたしまして、次の質問に移ります。

それでは、質問通告の第2点目である「能登半島地震を教訓にペット防災の充実を」との質問に移ります。

今からちょうど2年近く前の2024年1月1日午後4時10分頃に令和6年能登半島地震が発生いたしました。この地震の震源地は珠洲市で、地震の規模を示すマグニチュードは7.6、最大震度7を観測した巨大地震でありました。

この地震で、震源域から100キロ近くも離れている本町でも震度5弱を記録し、側方流動を伴う液状化現象が発生し、内灘町内の各地にも、家屋の全壊124棟、大規模半壊565棟、準半壊2,337棟、合計3,026棟という甚大な被害がもたらされました。

現在、内灘町では、この大地震からの復旧・復興に向けて、生田町長を先頭に必死の形相で取組を展開中であります。そこでは、能登半島地震の貴重な教訓を生かしながら、新たな知見と創造力を加味し、ハード、ソフト両面か

ら防災、減災の新たな内灘町づくりが創造されつつあるように見受けられるのであります。

そんな中、今や家族の一員となっていると言っても過言ではない犬や猫などペットの防災対策も、また自治体にとっては重要な施策となりつつあるように思えるのであります。

例えば東海地方など、駿河湾トラフや南海トラフ等による巨大地震が危惧される地域では、ペット防災の備えが行政と住民との協働作業として取り組まれております。そしてまた、全国的にもそうした取組が進んでいると伺っております。

こうした取組の内容の一部をかいつまんで言うならば、人間と動物が共生できるペット防災の周知啓発の活動であったり、あるいは、ペット同行避難可能な環境整備などであり、言うなれば、直接的なペット支援の観点からというよりも、むしろ飼い主支援の観点からの施策のように見受けられるのであります。

現在、内灘町には、登録制度で把握されている約1,400頭の犬と、推計による約1,900頭の猫がいるものと推察されます。しかし、それらの飼育環境で見ると複数頭の飼育が相当数あることから、飼い主の人数は飼育頭数よりかなり少ないものと想像されます。しかし、その実数の把握は難しいものと思われま

す。とはいえ、大災害時には、備蓄食料などペット防災の備えを真剣に願っている3,000名近くの飼い主が内灘町内にはおられるものと想像されるのであります。

ともあれ、さきの能登半島地震のときには、ペットと一緒にいようと、自宅にとどまったままであったり車中泊をした被災者がいたとも聞いております。次に来るかもしれない大災害時にペット同伴で次々と避難所にやってくる被災者に対して、内灘町行政はどのような対応をしようと考えているのでありま

しょうか。
私は、2年前の地震時における内灘町におけるペット防災の実態をも教訓にしながら、

これからの我が町におけるペット防災の在り方について、まずは町民のコンセンサスを得ることが肝要であると思うのであります。

そして、そのためには、町行政と町民が一緒に学び、考え、議論の場を設けるために、専門家を講師に招いた講演会やワークショップを開催するなど、ペット防災についての町行政と町民が学びを深める機会をつくるのが肝要だと思うのであります。

そのようなペット防災に関する学びの環境づくりを新年度からでも開始し、行く行くは東海地方などペット防災先進自治体による市民と市行政との協働によるペット防災のようなまちづくりが必要であると思うのであります。

ハード、ソフト両面で防災、減災に優れた新たな内灘町づくりの事業に邁進しておられる生田町長として、そのソフト事業の一環であるペット防災のまちづくりに関してどのようなお考えをお持ちなのか、町長の見解をお伺いするものでございます。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 西尾議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年の自然災害の増加に伴い、ペットとともに避難、生活する住民の安心・安全を確保することが重要な課題となっております。

町といたしましても、能登半島地震での被災経験を踏まえ、ペット防災について、町民の皆様の理解と意識を高め、共に取り組むことの必要性を強く認識しております。

議員ご提案のペット防災意識に関する取組につきましては、今後、先進事例を参考に、まずは講演会を開催するなど、ペット防災に対する理解と意識の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 4番、西尾雄次議員。

○4番【西尾雄次君】 前向きな答弁ありがと

うございます。

町民と協働のまちづくり、町民と意識を共有してのまちづくり、このペット防災についてはソフト事業の最たるものであります。そのためには、本当に共感を得て共にまちづくりに当たろうという、そういうコンセンサスが必要であると思いますので、講演会等、時間をかけてでもじっくりと取り組んで成果を上げて、すばらしいペット防災の内灘町行政を展開されるよう切に願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

〔5番 磯貝幸博君 登壇〕

○5番【磯貝幸博君】 こんにちは。議席番号5番、日本維新の会、磯貝幸博でございます。

12月会議において一般質問の機会を得ましたので、一問一答方式で質問を行ってまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

さて、皆さんのお住まいは持家でしょうか、それとも賃貸でしょうか。どちらにせよ、いつかは相続や売却、譲渡、管理、それから退去などを行うことにもなると思います。例えば、自分の子供が必要としているのか、それとも売れるのか、直さなきゃいけないのか、管理するのが大変など、それぞれに課題をお持ちかと思ひます。今回の質問については、他人事ではなくて自分がそのときを迎えたらと、自分事として捉えていただきたいと思ひました。

さて、日本の総住宅数6,500万戸に対して空き家数は2023年時点で約900万戸と13.8%を占めているそうです。特に賃貸・売却用や別荘を除く管理されない住宅、その他の空き家が増加しており、2023年には386万戸もあるそうです。これらは長期間放置されることで、防災・防犯リスク、景観の悪化、地域の過疎化を招き、社会的課題となっているところでございます。

空き家増加の主因は、高齢化に伴う死亡数の増加であります。所有者が亡くなり、相続や

処分が進まない住宅が空き家化するなど、そういう傾向が強まっています。日本の高齢化率は今後も上昇をし、2040年代には死亡数の増加がピークを迎えるということで、その空き家の割合が全国で8%超、約520万戸に達するとも推計されています。

さて、石川県はどうでしょうか。2024年4月の総務省の発表によれば、石川県の総住宅数は約55.4万戸、そのうち空き家は約8.7万戸で空き家率は15.6%となっており、全国平均13.8%を上回っている状況ということだそうです。

全国と同様に人口減少と少子・高齢化が進む中、特に農村部や郊外で空き家率が高く、管理不全住宅が地域課題となっています。火災や倒壊、環境衛生の悪化など、住民生活への影響も深刻となってまいります。さらに能登半島地震によって、避難のためや地域外への転出がその問題を加速させているように思ひます。

さて、内灘町でも、やはり人口減少と高齢化が進行しており、特に高齢世帯の住宅が空き家化するリスクが高いと考えております。

令和6年11月石川県総務部行政経営課統計情報室刊行の「令和5年住宅・土地統計調査の概要 住宅及び世帯に関する基本集計（石川県抜粋版）」によると、内灘町の総住宅数は約1万3,570戸、空き家総数は約2,530戸、空き家率は18.6%、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家数は約720戸、空き家率は5.3%となっているそうです。これが高齢化率の上昇に伴い、今後20年で空き家数は随分と増加していくのではないかと危惧してまいります。

それを踏まえて、災害時の住宅供給や地域の安全性確保の観点からも、空き家対策は早く確実に行っていく必要があると思ひます。

能登半島地震においても被災家屋が所有者不明の空き家であり、公費解体などで問題となっていました。

内灘町空き家対策計画は平成31年3月から5

年間の計画であり、令和6年度で終了しております。震災後の空き家調査を早急に実施し、最新情報を基に改めて空き家対策計画を策定し実行する必要があると強く感じますが、皆様、いかがでしょうか。

内灘町はどうしているんだろう、どういう考えなのだろうという観点から、今回、質問をしてみたいと思いますので、丁寧なご答弁をよろしくお願いいたしますと思います。

まずは、現在の状況についてお聞きしたいと思います。

前計画期間が終了し、空家対策計画が更新されずにあります。震災もあり、その影響も多大であるためと承知いたしますが、次の計画の策定予定などと併せて、現在のところで把握している空き家件数についてお聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

令和5年度に内灘町空家対策計画を改定するため、276件の空き家の実態調査を行ってまいりました。

その後、令和6年能登半島地震が発生し、空き家の状況が変化したことにより、空き家数や危険度等について把握できていないのが現状でございます。

今後は、今年度で公費解体事業が完了予定であることから、解体事業完了後、改めて各地区・町会へ空き家情報の提供を依頼し、町にて空き家等実態調査を行い、空家対策計画を改定いたします。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

やっぱり震災の影響で随分様子が変わったということで、調査のほうこれからというこ

とで、ぜひ正確な情報を把握した上で計画を立てていくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

税務関係についてお聞きしたいと思います。

令和6年4月より相続登記の申請が義務化されました。

震災の公費解体時にも所有者不明空き家が問題としてニュースになりましたが、建物が相続されずに所有者不明となってしまっている空き家が、これ内灘町には何軒ほどあるのでしょうか。その調査方法も含めてお聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 北野享総務部担当部長。

〔総務部担当部長 北野享君 登壇〕

○総務部担当部長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

このたびの震災によるものではございませんが、現在、家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、登記上の所有者が死亡したなどの理由により相続人不明となり、課税及び徴収が困難となっている居宅の棟数は13棟となっております。

なお、通常、相続人が分からない場合は戸籍調査等を行い、その結果判明した相続人に課税しております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。内灘にもあるんですね。13件ね。

これ何でこんなことを言うたかといいますと、西荒屋の説明会——地籍調査とかの説明会かな——で、そういった区割りをして、今後その合意を得て、その工事計画とやら、そういうのを進めていくという話で進んでいったかと思うんですが、その中のある地区で、

「いや、これ誰か分からんから解体できんのかや」、そういう話を聞いたものですから、もしかして、そんなのがたくさんあった場合、これ

弱ったなどと思って、ちょっと今お聞きした次第でございます。

原則、所有者に対しての課税ということですが、所有者不明空き家に対してはどのように課税するのでしょうかということでしたけれども、徴収漏れを防ぐ方法としてはどのようにしているか、併せてというのは、先ほど答弁でありましたよね。

ちょっと一応質問にありましたので、お聞きしたいと思いますのですが、よろしく願います。

○議長【七田満男君】 北野享総務部担当部長。

〔総務部担当部長 北野享君 登壇〕

○総務部担当部長【北野享君】 質問にお答えいたします。

一部重複するかもしれませんが、固定資産税及び都市計画税については、所有者が亡くなられた場合、相続登記がなされるまでの間は、相続人による申告に基づき、その相続人を「現に所有している者」として課税しております。

申告がなされない場合や所有者が不明となっているものにつきましては、戸籍調査等を行い、課税し徴収を行っていくものでございます。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

課税がされないとかね、そのままで進めている、ちょっとずるいなとかいう、課税漏れがあったらまずいなと思って、今お聞きしたかったんです。すみません。ありがとうございます。

それでは次に、物件の評価減が進み、課税対象とならないような場合は、これちょっと把握し切れないんじゃないかなと思いますけれども、可能な限り、相続人等その対象者に対しては、きちんと相続登記を行うよう促して、修

繕や増改築後に課税されない、徴収できないことのないように、今後とも、引き続き適切な指導推進を求めたいと思いますが、これいかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 北野享総務部担当部長。

〔総務部担当部長 北野享君 登壇〕

○総務部担当部長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

死亡手続の際、相続登記が速やかに行われますよう、相続登記の義務化や司法書士による無料相談ダイヤルなどが記載されたチラシをお渡ししております。

今後とも、必要な情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。引き続き、適切な指導推進、よろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいですが、策定への進め方について、区や町会との連携についてお聞きしたいと思います。

計画には、「町会・区による空家等実態調査」「町民等による情報提供」「空家等の所有者等の調査」「立入調査」と4種類の調査方法が示されておりました。

その1つ目の「町会・区による空家等実態調査」の中で「協力を得て定期的な調査を実施」とありますが、どのような協力方法なのでしょうか。教えてください。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

内灘町空家対策計画の改定に係る実態調査につきましては、まず区や町会において、町会費の納入状況などの既存の情報にて把握している空き家について、おおむね5年ごとに町

に情報を提供していただいております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 そしたら、5年ごとのその町会費の納入についての調査ということで情報提供いただくと、そういうことでしたね。

そしたら次の質問ですが、その調査はボランティアになるのでしょうか。無報酬かということなんですが、協力者が例えば役員等、班長等であるならば、区や町会に対し、あるいは協力者に対する配慮は必要ないか、お聞きしたいと思います。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

空き家の把握方法につきましては、それぞれの区や町会にお任せしております。空き家の情報提供に対する謝礼等はありませんが、過大な負担とならないよう、町から改定前の空き家情報を提供し、区や町会に依頼をしております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 情報提供ですので特別な配慮はないということですね。はい、分かりました。

それでは、その計画の中にですが、「データベースを更新する。」との記述がございました。そのデータベースの所在管理はどのように行われているのでしょうか。また、このデータベースは公開可能なものなのでしょうか。教えてください。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 質問にお答えいたします。

提供していただいた空き家情報につきましては、住民課にて物件情報をデータで管理しております。また、防犯等の課題もあることから、町ではホームページなどによる公開は行っておりません。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 公開されないということで、プライバシーの問題とか、その所有者、管理者が公開したくないという経緯もあると思います。

その情報の把握後に、所有者に対してその情報を公開するしないの選択をしてもらって、しないならば、引き続き適切な管理を行っていただくように促して、もし公開するのであれば、どうぞ、空き家バンクなどへの登録を促していくといったような積極的なアプローチが必要かと思います。

震災によって土地建物を探している方々も多くいますし、金沢市の近郊といった地理的な優位性をもっと生かせるんじゃないかという思いがしておるんです。そういう取組をうまく紡いでいかれることを希望いたします。

それでは、次の質問に行きます。

空き家にならないよう早期の対策についてお聞きしたいと思います。

計画中にある項目で、「適正管理の啓発・情報発信」ということの中に「空家等の適切な管理は、第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべきもの」とありますが、これはごく当たり前のことです。でも、同時に、空き家等に関しては、行政からは啓発や促しにとどまることを表しているようにも思えるわけなんです。

これからも増加していくと思われる高齢世帯や単身世帯の住宅においては、次の世代へ円滑に継承、そして相続されるよう、各地区の地域力を生かして、公民館との連携を通して情報管理と共有を行いながら、後に続く質問

の相談窓口へとつないで、現所有者とご家族とのつながりを深めておくのが大切なのではないかと思います。空き家にならないようにできる早期の対策についてどのようにお考えでしょうか。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

空き家発生の要因としましては、高齢世帯の増加に伴い、施設入所や死亡等が考えられ、空き家は今後も増加すると見込まれます。

空き屋の発生を抑制する町の取組としましては、空き家バンクの登録情報や空き家活用事業補助金について町ホームページ等に掲載し、空き家の利活用等の促進に努めています。

また、今後の空き家発生抑制の取組として、所有者やご親族の方が空き家の利活用や処分について考えるきっかけとなるように、区や町会と連携し、専門家による空き家相談会の開催などを検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 そうですね。その空き家、専門家による空き家相談会の検討ということで、僕も今回、自分の親を亡くして、その相続という立場、受けることになってどうしたもんかなというところがございまして、本当に切実に感じるころなので、地域で……、まあまあ、後で話をするのであれですが、そういったケースがあったものですから、非常にどうしたらいいのかなと迷ったら、そういった相談者に対して、その相続するべき子供たちに対して相談会を行う、これいいことかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の相談窓口についてお聞きしたいと思います。

計画書内には、総合窓口は「住民課 環境管理室」となっております。

空き家における相談窓口については一本化されているようなのですが、役割を担当する部署が多岐にわたります。相談者に対して円滑な相談対応ができるのでしょうか。たらい回しにして相談する気持ちを諦めさせないような配慮がなされているのでしょうか。

あわせて、相談者が何度も同じことを言わなくてもいいように丁寧にメモを取り、相談者のたらい回しを防ぐために各課への伝達、回覧等をスムーズに行えるような、その統一書式的なものがあればいいなと思いますが、これどのようにお考えでしょうか。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

空き家等に関する相談の総合窓口は住民課環境管理室であり、相続や税関係、空き家バンクなど相談内容に応じて、関係課と情報を共有、連携し対応しております。

各課への情報共有をスムーズに行えるような、相談内容を取りまとめる統一様式の作成については、他自治体の事例を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。他自治体の先進事例があればぜひ参考にさせていただきたいし、今後探してお伝えできればなと思います。よろしくお願ひします。

その次ですが、地域に根差したその活動を支える、様々な困り事や相談を受ける身近な場所である——と思います——公民館においてはどのような対応を行っているのでしょうか。

○議長【七田満男君】 川本静絵住民課担当課長。

〔住民課担当課長 川本静絵君 登壇〕

○住民課担当課長【川本静絵君】 ご質問にお答えいたします。

地域の方より公民館へ寄せられた空き家等に関する様々な相談につきましては、相談内容に応じて住民課へ連絡していただいております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 そうですね。公民館に寄せられるといたら、恐らく木の伐採とか、何かそういった苦情が多いんじゃないかなと思いますけれども、そういった情報提供を基にして空き家等の把握には努めていただけたらなと思います。

それでは次、6番目の質問です。地域で空き家を防ぐ取組を推進するお考えがないか、お聞きしたいと思います。

例えば、私が内灘町に空き家を持っているとしましょう。遠方において定期的な管理ができないために、その地元の町内会などにお世話をしてもらうといったことをしてもらえばとても助かるなど感じるわけでございます。あるいは、町会が連携してお勧めしてもらえらるような、そういった管理会社があると信頼しやすいなど感じるわけです。

その上で、賃貸や売却などを検討するタイミングを素早くキャッチできれば、まあまあ相談者にも相談できれば、さきの質問にあったように、空き家バンクへの登録や空き家利活用事業補助金への促しなど、各種補助、助成金など、町の施策のルールに乗りやすくなると、これ思うんです。例え話で恐縮ですが、自分が空き家を持ったなら、そんな仕組みを切望したいと思いますよね。

前回の調査を踏まえて、現状どのようなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいのと、あわせて、前計画の取りまとめと検証を速やかに先行、課題整理をして、地域で空き家や空き家予備軍をいち早く把握する仕組みづくり

を進めていただくことを切望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 磯貝議員のご質問にお答えいたします。

空き家をめぐると問題は、単に所有者だけの問題ではなく、地域の安全・安心な生活環境の維持に関わる課題であると認識しております。

しかしながら、空き家の所有者は、町外在住の方や施設に入所している方などを含め、個人情報の取扱いに配慮する必要があります。

空き家は個人の財産でもありますので、議員ご提案の、地域で空き家をいち早く把握する仕組みづくりについて、地域の魅力を高めるために町が区や町会と連携、協働して実施することができないか、先進事例を参考に調査研究してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 5番、磯貝幸博議員。

○5番【磯貝幸博君】 先ほど、事例というか例え話で言ったんですけど、本当に自分が信頼できる、全然知らない業者に頼むよりも、町内会で自分の親が住んでたようなおうちを管理してもらえたらありがたいなど、そういった気持ちで質問させていただきました。ありがとうございます。

そういうことを地域でやれば、地域も活性化しますし、地元を大切にすることの向上や住民同士の連携、情報の連携もさらにスムーズになるのではないかなと思った次第でございます。

最後になりますが、区や町会に空き家を防ぐ取組を推進してもらう、これ自主的に区や町会に空き家を防ぐ取組を推進してもらう、その対応に支援、補助などを行うようなお考えはないか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 地域で空き家を防ぐ取

組についての支援、補助につきましても、先ほどの答弁と同様に、先進事例を参考に調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○5番【磯貝幸博君】 一般質問を終わります。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。
〔3番 土屋克之君 登壇〕

○3番【土屋克之君】 議席番号3番、公明党の土屋克之と申します。

公明党のキャッチコピーは、「やると言ったら、やり切る。」です。これまで、消費税の軽減税率の導入や幼児教育・保育の無償化、給付型奨学金の創設など、掲げた政策を実現してきた公明党が、今後も責任を持って政策を実現する姿勢をストレートに伝えました。

そして、その政策実現の原動力とは、全国約3,000人の地方議員と国会議員のネットワークで生活者の声を聴き取り、国政につないで、予算や法律に反映していく公明党の取組そのものです。私もその一員として、徹して町民の皆様の声聴き、実現できるように質問させていただきます。

本日は、「地域密着型のひきこもり支援拠点について」及び「防風林の倒木の原因などについて」並びに「チャイルドシート購入補助金制度について」の3つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

ひきこもり支援については、令和元年6月議会で「地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援について」と題して、また、令和3年3月議会で「コロナ禍における8050問題について」と題して一般質問させていただきました。また、最近、議会の可決をもって、令和7年9月17日付で「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」を、内閣総理大臣を含む関係大臣に送付していただいたところです。

ここで、この意見書の内容を聞いていただきたいです。

令和5年3月に、内閣府が公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。現時点では、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていません。

ひきこもり支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが、できなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法のはざままで支援を受けることができないケースが生じています。また、国はひきこもり支援の核として、令和4年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体化に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、その実施は一部の市区町村にとどまっており、自治体間での格差が生じています。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法整備を設け、支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず、誰もが全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、ひきこもり支援基本法を制定することを強く求めます。という内容です。

ここで質問です。現時点で、ひきこもりの実態や支援についてどのように認識されているのか、教えてください。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 土屋議員のご質問にお答えいたします。

現在、町及び町社会福祉協議会において、ひ

きこもり支援を継続されている方は45名おられます。

ご本人様とは定期的な面談を行うとともに、関係機関との連携による支援を行い、社会復帰につなげているところがございます。

町では、ひきこもりに関する理解を深め、当事者やその家族が孤立することなく、相談しやすい環境づくりを目指していることから、今後は、これまで以上に相談窓口の周知啓発に努め、より多くの方の社会復帰の支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 分かりました。

ここで、羨ましい記事を紹介させていただきます。

それは、令和7年9月6日付の北國新聞ですが、「ひきこもりの支援拠点整備」というタイトルで、内容は、「中能登町の補正予算案では空き施設となっている旧デイサービスセンター『いこい』を改修し、ひきこもりなどの支援拠点として整備する方針で、設計費として660万円を計上した。総事業費は6,000万円で、令和8年12月の完成を予定する。」という内容です。

詳細は不明ですが、当事者及びその家族の皆さんが集える居場所もあったら理想だと考えます。

ここで質問です。中能登町のように、地域密着型のひきこもり支援拠点を整備できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

町では、ひきこもりに特化した専門機関でございます石川県ひきこもり地域支援センターと連携を図り、支援体制を整えております。

石川県ひきこもり地域支援センターは、金

沢市鞍月地区にあり、社会福祉士などの資格を持ったひきこもり支援コーディネーターが、電話、来所、訪問による相談支援を行っております。

また、関係者とのネットワーク構築や、市町の後方支援などを総合的に実施しており、ひきこもりの支援拠点となっております。

したがって、議員ご提案の中能登町のような支援拠点を整備することにつきましては、町といたしましては、今後もこの石川県ひきこもり地域支援センターとの支援体制を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 分かりました。多額の予算が必要ですし、すぐには不可能でしょう。

ならば、少額予算でできることを考えました。それは、勉強不足ながらも私が注目する2つの支援策です。

一つは、以前の一般質問でも申し上げましたが、当町には、ヒーリング・コア・とまり木というひきこもり当事者・家族会があります。このとまり木さんなどボランティアグループに協力を仰ぎ、訪問型支援体制を創出することです。

そしてもう一つは、ひきこもり状態の方が働きやすい仕事を地域に創出していくことです。これは東京大学のプロジェクトから始まり、現在、川崎市や神戸市、港区など複数の自治体で導入されている超短時間雇用という取組です。この取組の特徴は、働く意欲があっても長時間の勤務が難しい方々が、週1時間からでも働ける環境を整備することです。役場業務の補助、第三セクター業務の補助、企業との連携による会社業務の補助で実践されます。

また、例えば、民間企業や国、地方公共団体に一定以上割合で障害者を雇用するように義務づけた障害者雇用率制度では、週10時間以上でないと雇用率に算定されませんが、週10時間は難しくても週1時間なら働ける希望を

持てるのではないかと考えます。

ひきこもり状態の人にとって超短時間就労は、段階的な社会復帰の重要なステップとなります。人との接触が少ない仕事から始められること、超短時間から徐々に慣れていけること、そして何より就労意欲を満たします。

素人の意見ですが、検討の余地がないか、お聞かせください。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

ひきこもり支援においては、一人一人の背景や心情を捉えずに社会参加や就労を求めるのではなく、本人のペースに合わせながら、ご自身が目指す生き方や社会との関わりを決めていくことが重要でございます。そのことから、議員のご提案は、ひきこもり支援として意義深いものと考えます。

1つ目のボランティアグループとの連携による訪問支援体制の創出につきましては、ボランティアグループのご負担にならない範囲で協力を仰いでまいりたいと考えております。

また、2つ目の自治体における超短時間雇用につきましては、実際には、企業と当事者側のニーズがマッチしない場合が多いことや、運営体制の整備が難しいことなど課題があるため、今後、先進自治体の取組について調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 最初にお答えいただいたとおり、町では45名のひきこもり状態の方がいらっしゃると、継続支援をしていくということですがけれども、私、さっき言いました3回質問させていただいて、令和元年、3年と今とだんだんやっぱり人数が増えてます。今聞いた人数は飛躍的に伸びてます。

皆さんがご存じのとおり、不登校もたくさ

んいると聞いてますし、そこから漏れた方々ってどう表現していいのかわからないですけど、そんな方を救っていくというのは本当に人数じゃないと思うので、ぜひ継続してご支援くださいませ。

2つ目の質問です。

町長は意欲的に17区・町会にわたりタウンミーティングを開催しました。私も地元千鳥台町会のタウンミーティングに参加させていただきました。

その中で町長が言われたことですが、「ほとんどの区・町会で住民の皆様からご意見をいただいたことが共通して2つあります。一つは放送が聞こえにくい。もう一つは木の枝や草を刈ってほしい。この2つです」ということですが、「防災行政無線が聞こえにくい」については既に対策があるようなので、改めて説明を聞かせてください。お願いします。

○議長【七田満男君】 松井賢志総務部長。

〔総務部長 松井賢志君 登壇〕

○総務部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

防災行政無線につきましては、本年10月の議会総務産業建設常任委員会で議会の皆様にお示しいたしましたとおり、現在使用している設備の補修部品の製造が令和9年度末に終了するため、それ以降は修繕対応が困難となります。

これを踏まえ、令和9年度中の設備更新に向け、現在、設計業務を進めているところでございます。

新たに導入する防災行政無線は、現行と同じ電波帯を使用するものになりますが、放送と連動した専用アプリの構築により、スマートフォンを利用する方々への情報伝達の向上が可能となります。

また、スマートフォンをお持ちでない高齢者世帯等への緊急情報の伝達については、これまで一般質問にお答えいたしましたとおり、戸別受信機の整備を検討しております。

これにより、屋内外を問わず、あらゆる年代の皆様へ緊急情報をより確実に伝達できるようになるものと考えております。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 分かりました。

もう一つの「木の枝や草を刈ってほしい」に関連して質問します。

今年の10月1日の朝7時頃でしょうか、公明党の党员さんから、「鶴ヶ丘5丁目の県営住宅の1号棟と2号棟の間の通路に防風林の松の木が倒れています」と相談がありました。現場では約30メートルの松の木が根元から折れて、幸いにも建物に当たらずに倒れていました。

それで、車が通れるように枝を切り、掃除して、ちょっとそこにあった県住の三角コーンを倒木のそばに置きました。そして1号棟の1階ベランダに出てこられたご婦人に、ちらちらとこちらを見るもので、「いつ倒れたんですか」と聞くと、「昨日の夜7時頃かな。警察に電話しましたよ」とのことでした。

つまり12時間たっているのに何の処置もしていない状況なのかなと思ったんですが、疑問なんです、警察は町への連絡などされなかったのでしょうか。教えてください。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画振興課長。

〔企画振興課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画振興課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

林帯遊歩道から県営住宅側への倒木については、津幡警察署によれば、現地確認した際には、物損や人身被害がなく、車両等の通路も確保されており、夜間であったことから、翌朝、町及び県営住宅管理センターへ連絡したとの報告を受けております。

以上です。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 分かりました。

通路は確保できていたような状況ではありませんでしたけれども、人間は歩ける感じでした。それで、管理センター及び町への報告があったということで理解しましたけれども、事件性がないというか人的に被害がないときは、やはり町に電話したほうがいいかなというふうな思いで聞いておりました。

後処理ですけれども、朝7時半頃に町に電話し、当直のシルバーさんから担当課に連絡が行き、10時頃には課長さんから「連絡ありがとうございました。適切に処置します」と報告を受けました。

問題は、防風林の倒木の原因と伐採や剪定などの管理体制ですが、先ほどちょっと言いましたけど、町全体について教えていただければと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長【七田満男君】 奥田隆幸企画振興課長。

〔企画振興課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画振興課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

今回の倒木の原因については、害虫等によるものか詳細は不明ですが、幹内部の腐食によるものと思われまます。

町の林帯管理については、職員が巡回パトロールし、必要に応じて伐採や剪定等を行っております。

さらに、南部地区の林帯は、住宅地に隣接していることから、松くい虫による被害木の伐倒駆除や、被害防止のための薬剤の樹幹注入を実施しております。

今後も、町有林の適切な保全、維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 先ほど30メートルぐらいの松の木と言いましたけれども、本当にひよろひよろで30メートルぐらいあるんじゃないかなというぐらい大きな松の木です。それ

が音を立ててボキボキと言ってそばで折れる
ということはちょっと怖いことだなと思うん
ですが、そのほかにも、松の木については松や
にが飛んだり、それから松ぼっくりが強風で
飛んだり、で、駐車してある車にぶつかる
か、それからといに入るとかいろいろ、緑は好
きなんですけれども難しいなど、聞かされる
たびにそう思います。

そして、この際ですので、木の枝の剪定や草
刈りについても質問します。

内灘町は横に長い町です。緑台2丁目交差
点から白帆台を抜けるその横に、長い町を見
事に横断するメイン道路は、自治体の中でも
珍しいのではないのでしょうか。そういう意味
から、特にこの道路脇の街路樹の剪定や草刈
りには力を入れていただきたいなという思い
があるんですが、いかがでしょうか。お願いし
ます。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部
長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答
えいたします。

医科大通りなどの幹線道路の街路樹管理に
つきましては、これまでも、道路の景観や信号
機及び道路標識などの視認性を確保するなど
のために計画的に樹木の剪定を行っております。

今後も、良好な景観整備を図る観点から、よ
り一層、街路樹の適正な維持管理に努めてま
いります。

以上です。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 医科大通りから白帆台
まで、町を抜ける道にぜひまた景観を、よく管
理できますようよろしくお願いします。

3つ目の質問です。

お隣のかほく市や津幡町には、チャイルド
シート購入補助金制度があります。

当町も平成24年度まであったようなんです

けれども、それについて復活できませんか。

また、役場玄関にベビーカーを置けないで
しょうか。ベビーベッドだけですと、お子さん
がそばにいないということで、赤ちゃんのと
きは特に泣いてしまうということをお聞きし
て、ぜひそういう声も拾っていただければな
と思います。いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 土屋議員のご質問にお
答えいたします。

平成12年度道路交通法の改正により、チャ
イルドシートの使用が義務化されました。町
では、チャイルドシート使用の普及啓発を目
的に購入助成事業を実施しておりましたが、
チャイルドシートの使用が定着したことから、
平成24年度で制度を廃止しております。

チャイルドシート購入助成事業の再開とい
いますか復活につきましては、子育て世帯へ
の経済的支援になることから、前向きに検討
してまいります。

次に、役場庁舎におけるベビーカー及びベ
ビーベッドについては、小さなお子様連れの方
が来庁された際に窓口を利用しやすくする
ため配置したものです。

しかしながら、ベビーカーにつきましては、
新型コロナウイルス感染症の流行以降、貸出
しを控えておる状況です。今後は、必要性に応
じて貸出しの再開を検討してまいります。

また、ベビーベッドの配置等につきましては
、利用されている方々のご意見を参考にし
て、その配置に対して検討してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 3番、土屋克之議員。

○3番【土屋克之君】 分かりました。

以上、3つの質問の臨機応変のご検討をお
願いしまして、質問は終わります。

ありがとうございました。



○休 憩

○議長【七田満男君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

午後2時46分休憩



午後3時20分再開

○再開

○議長【七田満男君】 休憩前に引き続き会議を開きます。



○一般質問

○議長【七田満男君】 一般質問を続行いたします。

1番、福島誠一議員。

〔1番 福島誠一君 登壇〕

○1番【福島誠一君】 議席番号1番、福島誠一です。

令和7年12月会議におきまして一般質問の機会をいただきました。感謝を申し上げます。

今ほど下手な手話で自己紹介をさせていただきましたが、午前中の夷藤議員の質問にもありましたとおり、手話は言語でございます。本当にいい質問をされたと思ひまして、今後ともこの手話を、興味持っていただけるだけでもいいので、何か一つ単語を覚えるとかしていただくと興味が湧くのかなと思ひます。

先ほどちょっとひらめいたんですけれども、内灘町を手話でやると、鉄砲2つをバンバン、これが内灘町を表す手話であります。イメージされた方もいらっしゃると思うんですが、これイメージでやっぱりつくられるんですけれども、内灘闘争から立ち上がって、今平和になった町ですけれども、その内灘闘争を表す、これが内灘町を表す手話です。

手話にはいろんな成り立ちとか、ほんの1つのポーズだけでもありますので、興味がありましたら何か単語1つだけでも覚えていただく、また、役場にご来客があったら誘導できるような「おはようございます」とか、何か1つできるような町になっていただけるといい

など、先ほどの午前中の質問をお聞きしまして私も感じた次第です。

加えて、私、2週間前に視覚障害者の方と交流する機会がありました。自分もこんなアイマスクをしたというか、させられまして、視覚障害の人と一緒に歩いてみますと、やっぱりこんな小さな段差でも僕らはつまずいてしまうんですが、慣れていらっしゃる方は、つえもありますし、感覚的なもので理解されている方もいらっしゃいます。

能力は素晴らしいと思うんですが、でも、やっぱりサポートが必要な部分、いろんな障害をお持ちの方がこの町にはいらっしゃいます。いろんなサポートができればいいなと感じる次第でありますし、こういった質問は、ちょっと次回以降の自分の宿題にさせていただいて、また改めてぜひ聞きたいと思ひてます。よろしくお願ひします。

それでは、今回は、3つの質問を一問一答形式でさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

質問の1点目でございます。公衆トイレの洋式化と暖房便座の設置についてお尋ねをいたします。

まず通告で、ごめんなさい、私、洋式化の「洋式」の字を間違えてたと思うんですけれども、ところどころ通告で間違えてるというか、お恥ずかしいところがありますので、訂正しておわびを申し上げます。

この公衆トイレの関係ですけれども、大手トイレメーカーの発表によりますと、意外ですけれども、既に1977年から、実は和式便器よりも洋式便器の出荷数が多くなったそうです。どうも1970年の大阪万博がきっかけらしいんですけれども、そういったきっかけで、今ではもう新築の住宅とか施設においては標準仕様がほぼ洋式トイレとなるまで普及していると感じています。

町内でも、公共施設におきましてはかなりトイレの洋式化が進んでいますけれども、一

部の公園や施設には使いづらい、私個人の感覚かもしれませんが、使いづらい場所がまだ見受けられるので、幾つかの指摘をさせていただきます。

1点目に、まず防災の対応や日常使用のための役場庁舎の1階のトイレでございます。

庁舎1階、南側のトイレなんですけれども、このトイレにつきましては、私、男性なので男性だけ確認しましたけれども、和式と洋式それぞれ2か所ずつとなっております、同数ですね。

ただ、昨年1月1日にありました令和6年能登半島地震の直後には、本当に入り切れないほどの多くの町民の方々が庁舎内あるいは1階、2階全ての駐車場が埋まるほど、車内にも待機していらっしゃる方がいらっちゃって、一時避難を大量の方がされました。

こうした災害時あるいは緊急時の利用をはじめ、日頃の庁舎の来客用においても洋式化というのが必要ではないでしょうか。改善の提案をさせていただきます。町の見解をお伺いするものです。よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 渡辺崇総務課長。

〔総務課長 渡辺崇君 登壇〕

○総務課長【渡辺崇君】 ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、庁舎のトイレは毎日多くの来庁者にご利用をいただいております。

公衆トイレの洋式化は、近年の生活様式の変化や、また、衛生面の改善や感染症対策、バリアフリー対応の観点から、そのニーズが高まってきております。

しかしながら、利用者の中には、様々な理由で和式トイレの利用を希望される方もおられます。

今後、修理等の工事のタイミングに合わせ、洋式トイレの割合を高めてまいりたいと考えております。また、併せて暖房便座についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 答弁ありがとうございます。

ご検討いただくということで、前向きに捉えております。よろしくお願いいたします。

次に、またトイレの問題、あと2点ほど聞きたいと思います。

2番目は、内灘駅、それと内灘海岸のトイレについてお尋ねをいたします。

観光客に多く利用されます内灘海岸のトイレ、ここは男性トイレは和式、併設されている多目的のトイレは洋式となっております。

また、今度、内灘駅ですけれども、内灘駅におきましては、男性トイレ、多目的トイレともに洋式となっておりますが、男性用のトイレには暖房便座がなくて残念な件があります。いわゆる冷やっとする便座ですけれども、私も何遍かちょっと冷やっとして、快くトイレができないという状況でございました。

特に近年は、観光に訪れる方、中でも外国人観光客が本当に増えております。目に見えて増えております。日本の暖かいホットな便座、これは外国人にとっては大変喜ばれると聞いております。

洋式トイレ、プラス暖房便座、これは観光客への思いやり、また、おもてなしの心が伝わりやすいと思うんですが、導入されるかどうか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 福島議員のご質問にお答えいたします。

内灘駅前トイレは、男性用、女性用、多目的用のトイレがあります。いずれのトイレにも暖房便座は設置していない状況でもあります。

また、内灘海岸のトイレは、多目的トイレ以外、男性用、女性用と全て和式の便器で、今後、洋式化を計画的に進めてまいります。この内灘海岸のトイレについて暖房便座の設置は、

冬期間(12月から2月末まで)閉鎖している施設でもありますので、暖房便座の設置については現段階では考えておりません。

しかしながら、内灘駅は、外国人も含め多くの方が訪れる町の玄関口でありますので、より快適に利用していただくため、今後、この駅前トイレの全ての洋式便器に暖房便座の設置を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 洋式化ありがとうございます。

ただ、内灘海岸のトイレにつきましては確かに、もう12月から冬期間閉鎖ということになってますけれども、また、内灘海岸のにぎわい創出の計画の具現化のときにはまたご検討もいただきたいと付け加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、町内の公園のトイレになります。

町内の各公園におきましては、災害時においても、これ住民が真っ先に集まるという指定避難所となっておりますので、防災の観点から今後の計画的な整備、改善を求めるものであります。

加えて、現在設置されている公園にある多目的トイレについても、ごめんなさい、これ公園全部のトイレですね。町内のトイレ全部と捉えてください。健常者が入りづらい感じがするんですね、私は。やっぱり障害のある方、車椅子の方優先というマークは、気持ちは分かるんですけれども、最近では、どなたでも入れますというトイレが増えているようなんですけれども、そんな雰囲気醸し出すような、何か使いづらい状況ではないような、そんな表示を希望しております。

皆さんが気軽に利用しやすい雰囲気づくりができるトイレ表示というものに心がけていただきたいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。お聞きします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町内公園トイレの洋式化や暖房便座への設置につきましては、整備費用や、設備の維持管理など諸課題があります。

公園トイレの暖房便座の設置につきましては、その必要性などを検討してまいります。

なお、トイレの洋式化につきましては、必要に応じて順次実施しておりますが、今後、まだされていないところにつきましては、利用者や地域からの要望を参考にしまして検討してまいります。

また、多目的トイレの気軽に利用しやすい雰囲気づくりにつきましては、多目的トイレを健常者が利用することによって、本来必要とする方が長時間待たされたり、利用できない可能性があることなどから、今後、他の事例などを参考に調査研究してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 答弁ありがとうございました。

それでは次に、次の質問項目2番に参りたいと思います。

2点目ですけれども、道路のひび割れとか穴とか陥没、そういったものを住民が通報を気軽にできるというシステムの整備についてお伺いをいたします。

まず、現状では、道路のひび割れとか陥没とか穴とか、そういうものがありましたら、道路上のトラブルですね。こういうものを発見したときに住民が多分電話でが一番多いと思っておりますが、住民の方々が即座に通報できる別のシステムの整備についてお伺いをします。

本来は、道路管理者である町——職員が挙げてですけれども——が町内をくまなくチェ

ックして適切に維持管理、そういうことができればいいんですけども、やっぱりそれは行き届かないところもあると思います。雨風や寒暖の差、そういうもので道路の状況というのは日々刻々と変化しておりますし、突然穴が空いたりもします。町内隅々まで目が行き届くとは限りません。町の職員だけでは限界があるということは承知しております。

本町の現状では、異常を発見した住民から本当に電話あるいは直接窓口へ来て、来庁されることが多いと思うんですが、電話だけの場合におきましては、現場の状況とか正確な位置というものがなかなかつかみにくいという弱点があります。「何々交差点の近く」とか、なかなか具体的にこのピンポイントで説明するのは、電話では難しいと感じています。

そこで、石川県と金沢市の例を挙げさせていただきます。

まず、石川県では、管理する県道について、LINEのアプリを活用した「いしかわデジタル道路通報システム」を運用しております。これは、GPS機能で正確な位置情報を把握して、そこに写真を添付することで道路の不具合の状況も見て分かるし、それがいつでも通報できるようなシステム化がされているということになってます。通報の内容、その処理の状況も県は定期的に公表もしております。

一方、金沢市におきましては、スマートフォンあるいはパソコンを利用した「道路損傷通報サービス」というものを提供しております。道路の傷んだ現場の写真を撮影し、位置情報をつける。これ県と似通ったものですが、そのことで正確な場所が特定できて、こうした状況の通報をいつでもできるという、これ電子申請サービスにのっとったシステムを構築しております。

これらに共通するのは、24時間365日いつでも住民や通りすがりの通行人などの通報、受付が可能ということです。

また、こうした通報システムは、写真と位置

情報、これを利用しておりますので、道路の損傷だけでなくカーブミラー、ガードレール、道路照明灯など、道路に付随した交通安全施設の管理、あるいは、先ほども土屋議員からも取り上げられました倒木ですね。倒木とか土砂災害、畑地かんがいの、パンクしたとかそういったトラブルにも使えると思いますし、また、海岸漂流物が、こんなの来たぞという緊急の対応もできるんじゃないかと。これは道路管理の担当部署だけでなく、ほかの部署でも幅広く、もしかしたら業務に応用できるんじゃないかという可能性を感じております。

本町におきましても、こういった道路上の異常を住民や通りすがりの人が発見した場合、早朝、休日問わず、正確に通報を受付できるよう、スマホアプリや電子申請のシステムを利用しまして手軽に、また正確に、写真を添付していつでも町役場へ通報できるというシステムを早期に導入、構築されるよう提案をさせていただくものであります。

町のお考えを伺います。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

道路上に損傷等があった場合の住民の皆様からの通報システムとしまして、議員からご説明がありました石川県の「いしかわデジタル道路通報システム」のほか、国土交通省の道路緊急ダイヤルがあります。

これは、通報を24時間受け付け、該当する道路管理者に連絡するもので、令和6年3月より、電話での通報に加えLINEアプリからも通報が可能となっております。国道だけではなく、県道や市町村道も含めた全ての道路を対象としております。

町では、まずはこれらの通報サービスを周知していきたいと考えております。

議員ご提案の町独自の通報サービスにつき

ましては、先進的な事例を調査研究してまいります。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 答弁ありがとうございます。

まずは国のシステムを活用する、それを周知して活用していただくということをお伺いしました。いいと思います。ぜひとも、それで活用事例がいろいろ出てきたら、またご検討いただいて、幅広くできるような、広げられるような考え方でご検討いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

では、3問目の質問に入らせていただきます。

3問目、公園利用のルールでございます。

公園を利用する際のルール、特にボールの使用について、私の気にかかる点がありましたので、改めてお尋ねをします。公園のルールについての質問は、令和元年9月会議におきまして今の七田議長から、子供が安心して遊べるためのルールの明確化についてかなり突っ込んだ質問をされました。今回、地域で新たに私が住んでいる地域で課題が出てきましたので、改めて質問をさせていただくものです。よろしくをお願いします。

その1つ目ですけれども、町内には大小様々な公園がありますが、公園によってルール、マナー、注意事項を書いた看板の内容に違いがあるんですね。看板の大きさもそうですし、書いてある内容もそうなんですけれども、その中で、ボール遊びの許容範囲はどこまでなのか。線引きは困難でしょうが、公園利用の一定のルール、特にボール遊びについて、より明確にできないかというものなんです。

ボール遊び禁止となっていたり、小学生まではいいですよという表記があったり、公園によってやっぱりばらつきがあるんですね。なので、そういったルールの統一性が重要なのではないか、一定ルールの線引きが必要な

のではないかと感じております。

また、数ある公園の中でも鶴ヶ丘中央公園、ここは野球用のバックネットまでちゃんと設置してあるという、設備の整った公園であります。ある程度ボール使用の、逆に許容範囲を拡大できる可能性もあるのではないかと考えております。こういった区別とか公園の一定ルールの設定とか、そういったものに関して町の考えなどをお伺いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

町内の公園において現在、ボール遊びについて一定のルールは設けておりません。

公園は、お子様から高齢者まで様々な方が利用する場所であるため、他人に迷惑にならず、危険な行為とならない程度のボール遊びであれば容認されるものと考えております。

しかしながら、公園利用者や近隣の住宅等でトラブルが発生した場合には、町が地元町会などと協議し、公園利用のルールを決め、看板などを設置し周知しております。

このようなことから、公園でのボール使用につきましても、町会などと協議しルールづくりをしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 答弁ありがとうございます。

その点について、ちょっと再質問をさせていただきます。

公園、都市公園たくさんある中の一定ルールではなくて、この地域性に応じた判断をしていくという、ルールづくりをしていくという、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

すみません。お願いします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

統一的に全ての公園を一まとめにしたルールづくりというのはなかなか難しいと思っていますので、公園個々に応じてその対応が変わってくると思いますので、そこにつきましては、また各町会などと協議をしてルールづくりをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 ありがとうございます。

ルールの決め方は難しいのかもしれませんが、できるだけ、1つの公園では、中学生以上の何々を禁止しますと書いてあるものもありますので、本当に最低限のマナー、ルールを徹底できるようにはしていただきたいと思えますけど、地域の実情というのは分からなくもないです、その使い方もあると思うんです。

なので、そこら辺のルールづくりをまた、ちょっと宿題になりますけれども、地域とまたよくご相談の上で、看板なり周知の仕方を徹底していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

では、2点目に入らせていただきます。

11月の出来事なんですけれども、私が目撃したことがあります、ある公園内に自動車で進入しました、ある人が、そこからゴルフクラブを取り出して、練習用のボールではありませんけれども、ゴルフの練習を始める人がおいでました。私も思わず大きな声でその人に注意してしまったんですけれども、そんな事案がありましたので。

この公園は、町会リサイクルの会場でもあるため、ごみの収集車が入り出すこともあって、車止めがあるんですけれども機能して

いないという状況でした。こんなふうに自由に自動車が入れる状態であるという現状です。

こうした公園への車両の乗り入れの対策についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

今後、そのような、公園へ自由に車が乗り入れできないように車止めの管理を行いまして、公園内の安全確保に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 ありがとうございます。

車止めで管理をされるということですね。ただ、この町会リサイクルとか、ごみの収集車も入りますので、そこら辺のご配慮もよろしくお願いいたします。

では最後に、蓮湖渚公園についてお伺いをいたします。

蓮湖渚公園のペットの散歩のルールの明確化とマナーの徹底についてですけれども、蓮湖渚公園におきましては、震災の影響と制約がついこの間までありました。今ももちろんありますけれども、毎日の公園利用が可能となりましたので、いい公園、使いやすい公園になってもらいたいと思えます。芝生が平面に生い茂って景色もいい、本当に広大な公園なので、多くの方が訪れますし、もっともっと活用していただきたいとも思っています。

中でも、犬にとっても、思い切り走れる、散歩ができる、そんな広場ですので、夕方の時間帯になるとたくさんの犬と愛犬家の方が集まって犬も人も交流する、そんな場となっているように私は受け止めております。

公園内の注意事項を示した看板——大きな

看板あるんですけれども——でもなかなか身につけにくいんですけれども、そこには犬の散歩マナーなどが示されていますが、いま一度、犬の飼い主さんのルール、マナーの徹底を図っていただきたいとも思っています。おトイレのこと、何というんですかね、一般に遊んでいる人との距離感とか、そういったものを何かできないか感じております。

この蓮湖渚公園ですけれども、過去には愛犬家——飼い主さんですね——向けに犬のしつけの講習会、ワークショップ的なものがあったんですけれども、それを蓮湖渚公園内で実施したことも過去にはあります。そうしたワークショップ的なもの、講習的なものの企画も併せて、人もペットも安心して楽しめるような空間となるよう、ルールの明確化、それからマナーの徹底について、より一層取り組んでいただきたいと感じております。

長いことこのワークショップやっておりますので、何かちょっとそのテンションが下がってきたようにも感じております。ぜひとも、この点についてご答弁もよろしくお願い致します。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

蓮湖渚公園は、たくさんの方に利用していただいております、ペットの散歩にも利用されていますが、小さなお子様連れのご家族や、犬を苦手とされる方なども利用されていますので、ほかの利用者への配慮が不可欠となります。

ペット愛好家の皆様の交流の場としても大いに利用していただければと思います。公園を利用する全ての方がトラブルなく、お互い気持ちよく利用できるよう、ルールやマナーを広報や町ホームページなどを通じまして啓発してまいります。また、講習会の開催につきましても検討させていただきます。

以上です。

○議長【七田満男君】 1番、福島誠一議員。

○1番【福島誠一君】 答弁ありがとうございました。

本当に蓮湖渚公園、すばらしい公園ですので、人とペット、楽しく共存できるような、そんな公園になっていただきたいと思います。公園の基本的な意味を考えながら、また改善をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

4問質問します。

初めに、「町民にやさしい町政」を質問します。

2024年能登半島地震から1年11か月、2年をもう迎えようとしています。被災された方を訪ねると、「仮設入居延長の申請の手助けをしてもらって、簡単にできてよかった」と喜んで見えました。また、「電気代が心配だけれども、命に代えられん。暑くてたまらん。毎日エアコンをつけているよ」と今年の異常な暑さに耐えて、今また寒い冬を迎えようとしています。

この間、町は、復旧・復興に関する地区説明会、土地境界に関する地区説明会、また、8月から11月、17地区においてタウンミーティングと、本当に町民に寄り添い、また被災された方たちに寄り添って、町は頑張っているというふうには思っています。役場職員の方々も日々、災害対応とともに日常の業務で本当に大変なことと思います。

こうした中で「町民にやさしい町政」という、ちょっと嫌みなテーマでお話をと言うんですが、もっとこんなのならよかったなとふと感じたものですから、もう一步踏み込ん

で、各課の連携などをして、もっとよりよい内灘町に皆さんとともにしていかれたらなという思いも込めて、お話をさせていただきたいと思います。

町民の方は、本当に役場の職員の方に、何か悩みとか相談したいことがあると、役場の職員を頼りに役場へ訪れるわけです。そうしますと、話をしっかり聞いてもらえなかったり、また、頭ごなしに言われたりすると、冷たい対応と不満が残ってしまいます。「町民にやさしい町政」というのは、本当に大変難しいことかと思えます。

先ほど言いましたように、もう一つプラスできたらもっと優しい町政になったのではないかなと感じた例として、2点お話をしたいと思います。

1つ目は、今年の10月1日より、町のコミュニティバス乗車が、70歳以上の町民と、被災し町外から避難してきた人対象に無料となりました。「年金生活者にとっては、物価高騰に日々の暮らしにため息が出るほど1万円札のなくなるのが本当に早い」と嘆きの声が聞かれる中で、とてもうれしいニュースでした。

サービスを受けるには、申請が必要です。申請すると無料パスポートが交付されます。対象となる皆さんの関心は高く、初めの頃は、出会うと「役場行ってきた？」と挨拶代わりに声がかかるほどでした。対象となる町民の皆さんは、本当にとっても喜んでいました。

ただ、もう一つ配慮があればなと思ったこととお話しさせていただきたいと思います。

10月1日から無料にする場合、半月ぐらい前から申請受付をすれば、混雑の心配もなく、余裕を持って申請に役場またはほのぼの湯や公民館で申請可能だったのではと思います。

また、申請の窓口が最初、2階の片隅でした。もし福祉課とも連携をしていれば、2階ではなく1階の受付になったのではないのでしょうか。そんな気がします。せっかく町民に喜んでもらえる本当によい施策なので、関係する

各課と連携をすれば、もっとよい、町民に喜んでいただけるサービスになったのではないかなというふうに思います。今後に生かしてほしいと思います。

2つ目としては、時間外に役場に緊急に連絡をしたとき、電話では時間外のお知らせのテープが入ってしまいます。先ほど土屋さんは、7時半頃に電話をされて通じたような感じがしたので、どうしてかなと。私がせっかちで、テープが入ってすぐ切ってしまったためかなというふうに思うんですが、以前は確かに当直の方が出て対応してくれたと思います。

どうしても連絡しておきたいこと、緊急な場合、私もたまたま4時頃に県営住宅の裏を通ったときに樹木が倒れて通れなかったものですから、バックしてすぐ知らせたいと思ったときがあったんです。そういうようなことが起きたときに私がひらめいたのは、最近よくあるように、テープで「緊急の場合は何番を押してください」というような、そういう工夫があったなら、どうしても伝えたいというときにはそこを利用してできるのではないのでしょうか。

そんなふうに思いましたが、以上のような点で町はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 生田勇人町長。

〔町長 生田勇人君 登壇〕

○町長【生田勇人君】 北川議員のご質問にお答えしたいと思います。

私からは、コミュニティバスの申請のご質問についてお答えさせていただきます。

70歳以上のコミュニティバスの無料パスポートについては、高齢者の外出機会促進による健康の維持と、運転免許証の自主返納を促すことを目的に、町への申請に基づいて実施しております。

10月1日からの制度スタートと同時に申請受付を開始したのは、制度開始前の利用、乗車による利用などによる混乱、トラブル関係を

防ぐための対応で、10月1日の制度スタートと同時に申請受付をさせていただきました。

無料パスポートの申請受付窓口なんですけど、当初、窓口の混雑が予想されたので、役場2階に臨時の専用窓口を設けました。本場に当初3日間は1日に約150名ずつぐらい申請に来られましたので、専用窓口設けてよかったなと思っていますところでもあります。

また、そういった手順の上の疑義が生じた場合に、すぐそこに、同じフロアに担当課がもう正面にいますので、直ちに対応して円滑に即時交付を行うために2階としました。担当課の目の前ということであり、庁舎、役場2階、中央部でもありますので、決して片隅ということはございませんので、よろしく願います。

なお、当初（10月）から役場へ来られない方々のために、郵送での受付、交付も行っております。

さらに、申請件数が落ち着いた11月からは、各地区公民館においても申請の受付ができるように対応させていただいております。

そして公民館での受付は、文化スポーツ課との連携により行っております。また、制度についても担当課と連携し、周知、手続を進めてまいります。

今後、新たな制度手続などを行う際には、既存の手続も含め、利用者目線で関係各課と連携できることがないか検討した上、進めてまいります。

私からは以上となります。

○議長【七田満男君】 渡辺崇総務課長。

〔総務課長 渡辺崇君 登壇〕

○総務課長【渡辺崇君】 ご質問の、時間外に役場への緊急連絡をした際の対処についてお答えいたします。

役場庁舎は令和6年10月より、業務時間外にかかる外線電話の応答は、自動音声での案内としております。

自動音声の案内の最後には、「なお、緊急の

用件がある方は『1』を押してください」とお伝えしております。電話で「1」のボタンを押していただくと宿日直員につながり、緊急の対応を行う仕組みとなっております。

このことにつきましては、今後、いま一度、町広報やホームページなどで周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 やはり町民にとっては、10月1日から無料開始ということになりますと、どうしてもその日に行きたいと。ほのぼの湯へ行かれる方も多いかと思っておりますので、150名というふうに殺到したんじゃないかなと思うんですが、また今後ね、せっかく喜ばれる施策なので、もう少し連携していただくとありがたいなというふうに思います。

あと、テープの件なんですけど、私が大分せっかちだったんでしょうか、多分つながらないというところまで聞いたように思うんですが、それからしばらく待っていないとあれなんじゃないかな。何か入らなかったのか、テープが。それは1回だけじゃなくて、時間外のとくと緊急の場合と何回かかけたときにいつもそのテープが入って、「あ、テープや」と思って反射的に切っちゃったのかもしれないけど、また皆さんに周知していただけたらなというふうに思います。

2問目の質問をいたします。

補聴器購入助成制度の創設について再々々度質問をいたします。

皆さんもだんだん高齢になれば聞こえづらくなり——加齢性難聴と言われていて、進んでいくと聞こえないから、自分も周りも自然と声が大きくなってきます。コミュニケーションが困難になったり日常生活も不便になってきます。

また、厚生労働省認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでも、加齢性難聴は認知症の危険因子と掲載されています。

現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象です。軽度、中等度以下の難聴者の補聴器購入には国の助成制度がなく、全額自己負担となります。

2019年日本補聴器工業会の調べによれば、片耳で平均15万円と高額です。補聴器を使わず生活に支障を来す加齢性難聴者が増えております。また、低所得者にとっては補聴器購入もできない現状です。

2025年、今年(2024年)の11月16日現在では、全日本年金者組合調査によれば、518の自治体が高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。補助を行っている自治体がないのは、福井県、香川県、そして残念なことに石川県、この3つだけです。今年(2024年)の6月現在、近くでは、富山県の滑川市、黒部市、小矢部市、入善町が実施しております。新潟県では、全市町村が実施しております。

全国的に、40デシベル以上で3万円を上限としているところが多くなっています。加齢性難聴に対応することで、健康寿命、介護予防にもつながってきます。介護予防事業として取り組む自治体も出てきています。補聴器の普及は、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながってきます。

先ほど言いましたように、介護予防にもつながってきますので、例えば、保険者機能強化推進支援金というようなものを活用したところもあります。

山形市は、聴力の衰えについての、まずは啓発活動、そして補聴器助成、補聴器調整や定期受診のデータをパックに分析をして、パッケージにして実施をしてこの交付金をもらっていると、保険者機能強化推進支援金というのを。

そしてまた、今年(2024年)の25年度からは、難聴高齢者の啓発や早期対応が介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に入り、推進をされています。

というようなことで、なかなかお金もかかることなのでできないというふうな、ちょっとこれは努力が要るかなと思うんですが、こうした交付金というようなものも出ていますので、ぜひ内灘町においても補聴器購入助成制度の創設に、石川県ではまだ一つもない自治体なんですけれども、内灘からぜひ創設に踏み切っていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

加齢性の難聴者を対象としました、補聴器の購入に対する助成制度につきましては、これまでの一般質問でもお答えしてきましたとおり、誰にでも起こり得ること、また、今ほど議員から全国で何市町という数字が出ておりましたが、全国的にも助成制度を導入している自治体のほうは2割程度でございます。石川県内ではどこも実施していない状況でございます。

これらのことから、補聴器購入助成制度の創設につきましては、今後も国の動向を注視するとともに、他市町の制度を参考にしながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 先ほど紹介しましたような保険者機能強化推進支援金とか介護保険保険者努力支援交付金というようなものもあるように出ていましたので、また、誰にでも起こり得るところが皆さん頭に来てまして、起こり得るので、認知症にならないためにも、健康寿命の延伸をというためにも、ぜひこの辺のところを調査研究していただいて、補聴器購入助成制度の創設を考えていただきたいと思いますが、余地はありませんか。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部

長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 再質問にお答えいたします。

今ほど議員おっしゃるように、そういう認知症・介護予防にもつながるといのは重々理解しております。その制度につきましても調査研究したいと思います。

また、昨年新聞記事に「補聴器、役立つ使い方方」というタイトルで記事が掲載されておりました。そこには、日本での補聴器の普及率が欧米に比べ極端に低い状況であり、その原因は、議員が訴えておられる助成や補助制度がないことも影響しているとは思いますが、欧米など先進国では補聴器の販売に国家資格が必要で、日本では眼鏡店やネット販売などで誰でも売れる状況であることが問題だと書かれておりました。

本来、補聴器は、使う方の生活環境や年齢などに応じ、補助器から入る音を調整しつつ、脳の感じ方を変えていく必要があります、その調整役は、言語聴覚士という国家資格を持つ専門家の支援が必要だということでございます。

そのような環境が整わないまま、購入への助成や補助を先行させても、最初買ったときは聞こえる、しかし、それからしばらくすると聞こえづらくなり、装着しなくなるという流れになるのではないかと懸念されるわけでございます。

今後も、議員先ほどおっしゃられたとおり、いろんな市町の導入された制度などを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 助田部長の言われたように、欧米のほうはなぜ普及が広がっているかということ、やはり保険適用にもなっているというようなことで、きちっと定期的に診察を受けるようにというようなことも行われているので、本当に、補聴器を買ったからそれで

よしということではなく、先ほど紹介しました山形市のように、その後、定期的にきちっと補聴器の調整を、本当に3か月に1回とか、きちっとした人のところであるということが、本当に補聴器を自分の体の一部のようにして使うためにも大事なことじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところもね、認識も変えて、補聴器を買ったから、ああ、使いにくいから、おかしいからということにならないようにしていけないなというふうには思います。

ぜひ研究していただくようよろしくお願いをしまして、3問目の質問を行います。

「国民健康保険税の子どもの均等割をなくせ」という質問ですが、子供の均等割について、これも再三質問させていただきました。物価高騰で本当に暮らしが大変なときに国民健康保険税は、他の保険にはない均等割が子供一人一人に、収入のない子供一人一人にかかる。これはおかしいんじゃないかということで、均等割をなくせというようなことでお話をしてきました。

通告にも書きましたように、国民健康保険の子供の均等割をした場合、18歳までの子供の数と、その均等割をしたときの額をお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

内灘町の18歳までの国民健康保険加入者は、本年10月末現在で378人、均等割額は約1,160万円でございます。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 国民健康保険の加入者の中で、18歳までの人数が378人で1,160万円ということですね。

うれしいニュースとしては、子ども・子育て

支援金制度における均等割が18歳以下の子供について全額免除という話がありますね。これの開始時期が私は来年から、令和8年からと思ってましたら、9年の4月分の保険料から適用されるというふうに先ほど聞いたんですが、それまでの1年間、半額補助とか、そういうようなことはできないでしょうか。

○議長【七田満男君】 助田有二町民福祉部長。

〔町民福祉部長 助田有二君 登壇〕

○町民福祉部長【助田有二君】 お答えいたします。

子供の均等割につきましては、町でも、子育て支援の観点からも重大な課題であると認識いたしております。これまでも全国町村会や全国知事会等を通じて、軽減措置の拡充について要望を行っております。

令和4年度から、国の制度による未就学児の均等割額5割軽減が開始され、現在、厚生労働省において、令和9年度から高校生までの軽減拡大に向けた検討が行われております。

議員ご指摘の全額免除につきましては、町独自での均等割免除は、毎年多額の費用が必要なことから、実施は困難であり、また、全国的な課題であることから、軽減割合の拡充に向けて、今後も粘り強く国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 子育て中のご両親にとっては、本当にこの国民健康保険税の均等割の額というのはとても負担に感じると思いますが、1,160万円というのはちょっと高額かなと思いますが、その何割か、もし均等割、子育て支援ということで助成していただけたらなというふうに思います。また検討をお願いします。

4問目の質問に移ります。

鶴ヶ丘4丁目の県営住宅の14号棟の隣に公園がありますが、そこと15号棟の間から千鳥

台へ抜ける狭いトンネルがあります。「歩行者優先」の立て看板がトンネルの近くに、また、少し離れたところに「トンネル内通行注意」「歩行者に注意」と書かれた看板があります。どちらにも、鶴ヶ丘側にも千鳥台側にもこの2つの看板が掲げてあります。

ですが、歩行者優先の看板は、すぐ草がぼうぼうとなりまして、草で見えなくなって、その都度、役場をお願いをして見えるようにしてもらってきました。

先日、帰宅中の小学生がトンネル内を歩いていると車が進入してきて、傘だったか洋服をかすっていったと、とても怖かったというふうに言っていました。とても危険なことなので、このままの状態では大変なことになるのではないかというふうに思います。

大体、常識として、人が通っていれば車を進入させないというふうに、歩行者の方が通ってしまうまで待っているというのが常識じゃないかなと思いますが、そうでない車もあるようで、それなので、歩行者が通行中は車の進入を禁止するというような、もっと強烈的な立て看板をしてもらうか、または、夜間や暗いときなんかは全然目立ちませんので、運転者に注意喚起をするような目立つことができないか、どうでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の箇所につきましては、今ほど議員から説明がありましたとおり、トンネル手前に「止まれ」の路面標示と「歩行者優先」の看板などが設置してあります。

今後、「歩行者優先」看板をドライバーから見やすくするため、看板周辺の除草を徹底するほか、夜間や雨の降ったときなどでも見やすいような路面標示などを検討して、歩行

者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 今回だけじゃなくて度々、「大人が歩いててもこんなのよ」という、「車が進入してきたのよ」というような話を聞くので、歩行者通行中は進入禁止というような立て看板にさせていただけたらなと思いますので、また検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【七田満男君】 宮本義治都市整備部長。

〔都市整備部長 宮本義治君 登壇〕

○都市整備部長【宮本義治君】 ご質問にお答えいたします。

今ほどご提案がありましたけれども、どういったことが一番効果的なのか見つけまして、また検討しまして対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【七田満男君】 8番、北川悦子議員。

○8番【北川悦子君】 以上で終わります。

○議長【七田満男君】 これにて、一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【七田満男君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から10日までの6日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、明日5日から10日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る11日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時25分散会